

朝鮮初期の文廟祭と郷村社会

桑野 栄治

【欧文表記】 Eiji KUWANO, The Rituals Performed at the Confucian Shrine and the Rural Communities in the Early Choson (朝鮮) Dynasty

【要旨】 本稿では、朝鮮初期（ほぼ一五世紀に相当）における国家祭祀研究の一環として、王都漢城と地方の文廟で実施された积奠（毎年春秋に孔子を祀る儀礼）の運営とその実態を、王朝政府による制度化と郷村の対処を中心に考察した。高麗から朝鮮への王朝交替期には各地で郷校が復興し、本来の教育機能に加えて文廟の祭礼機能も徐々に回復しつつあった。太宗は积奠儀の頒降を明に要請し、明の永樂帝が「儀は本俗に従う」ことを許可すると、朝鮮政府は祭祀儀礼の制度整備を本格化させた。太宗二三年（一四一三）の祀典改革は郡県制の改革時期と重なり、积奠の整備も王権強化のための地方統治政策と連動して進む。しかし、世祖代以降、守令の怠業と教官の資質低下がしばしば問題となり、王朝政府はその対応に腐心した。そこで王朝政府は地方祭祀の運営・管理を守令に一任し、わらにこれを觀察使に監督させる」とによつて王権を頂点とする中央集権的統治体制を整備した。郷村社会を統制すべく、积奠に代表される広域の祭礼組織とその主宰者を地方行政機構のなかに取り込んだのである。

ただし、これはあくまで統治者側が定めた制度であり、あるべき理念であった。たしかに『国朝五礼儀』と『経国大典』の規定は王朝政府の理念を示すものではあるが、郷村の実態は必ずしも理念どおりではなかつた。文廟祭を通してみた場合、朝鮮初期の礼と法の規定は、むしろ統治者側の理念と郷村社会の実態に落差があつたことを示唆する。

【キーワード】 朝鮮初期、國家祭祀、祀典、积奠、郷村社会、地方行政、郷校、文廟、觀察使、守令

はじめに

- 一 高麗末・朝鮮初の文廟整備
- 二 対明交渉と祀典の改革
 - 1、积奠の整備と対明交渉
 - 2、太宗一二年の祀典改革
- 3、桑野栄治

III 郷村社会における积奠の実相

- 1、世宗代の积奠
- 2、王都と地方の格差
- 3、积奠主宰者としての守令
- 4、积奠の運営とその実態

むすび

はじめに

筆者はこれまで、対象時期を朝鮮王朝（李朝。一三九二—一九一〇）の建国から『經國大典』（いわゆる『乙巳大典』）実施の一四八五年までとし、朝鮮初期に特徴的とみなしうる国家祭祀を個別に取りあげ、朝鮮祭礼制の特性を抽出することによって王朝国家の性格や王権の特質、对中国觀を考察してきた^①。国家祭祀とは、朝廷や邑（郡県）の官衙が主宰する祭祀儀礼である。とくに、従来看過されてきた五礼（吉礼・嘉礼・賓礼・軍礼・凶礼）運営の規範となる『国朝五礼儀』（一四七四年成立）を活用し、その結果、まず朝鮮の開国神である檀君を祀る祭祀儀礼が新王朝の正統性を主張するための手段であつたこと、朝鮮王朝が高麗（九一八—一三九二）王家の末裔を民間から搜しだし、これを王氏祭祀の管理者として地方行政機構に組み込んだことを明らかにした。次に、儒者官僚が儒教的政治理念に立脚した王朝国家の建設を志向して礼制研究を積み重ね、宗主国である明の制度を典範として仰ぎながらも朝鮮の実状に即した国家祭祀を制度化したことを明らかにした。いずれも朝鮮初期の国家祭祀研究の一環をなすものであり、朝鮮国王を頂点として祭祀の組織とその主宰者を王朝政府の行政機構のなかに組み込んだ点に注目してきた。

朝鮮王朝は朱子性理学を統治理念として建国され^②、一五世紀には礼と法をはじめとする文物制度の整備を進めていった。筆者はこの理念の可視的な実践の場こそ朝廷や地方の官衙で挙行される国家祭祀の空間であつたと考へており、当面の課題は、朝鮮王朝の祭礼制が確立していく途上にある初期の運用体系を解明することにある。すでに、朝鮮初期の祭礼制運営に密接に関与した礼曹以下の諸官庁の職掌と機能については、奉常寺を中心にその成果の一端を公表した^③。これを踏まえ、本稿では国家祭祀体系と郷村社会との関連様相について考観する。具体的にはまず、王朝政府実用性は今後の課題となる。最近まで祭礼制関係資料それ自体さ

えも収集・整理されていなかつたことは、逆説的には当該分野の研究の立ち後れを裏づけていよう。朝鮮初期の場合、現状では五礼全般の制度的沿革を概観・整理した段階にとどまっており、朝鮮祭礼制の運用体系を中央の祭礼制と地方社会との関連から論じた研究成果はいまのところない^④。

が地方の官衙に命じた积奠^{せきてん}の整備過程と運営の実態を究明する。

积奠とは毎年春秋に孔子を祀る文廟儀礼であり、王都漢城の最高学府である成均館と地方の郷校で実施された。积奠は朝鮮の各地にみられる祭祀儀礼であり、したがってこの文廟儀礼は国家祭祀の運用体系を考えるうえで格好の素材となる。その考察にあたつては、高麗末・朝鮮初の文教政策、祭礼の制度化をめぐる明との交渉、王朝国家による地方統治政策を視野に入ることにする。

次に、儒者官僚である地方官が积奠の運営にいかに関与したかについて分析する。従来、朝鮮初期の文廟儀礼に関してはいくつかの研究成果が提示された⁽⁹⁾ものの、史料の制約上、上からの制度化が論述の中心となり、地方の郷村における积奠の運営とその実態が明らかにされたとはいがたい。ここでは実録記事のほか、地理志・法典・礼典を活用しつつ、理念と実態の乖離に迫つてみよう。

以上の観点から、本稿では文廟祭祀儀礼の制度化と運営の実態を王朝政府と郷村社会の双方向から照射し、国家祭祀制度の運用体系を文廟祭の側面から明らかにしたい。

一 高麗末・朝鮮初の文廟整備

高麗王朝では王都開京の国子監（のち成均館）と州府郡県の郷学（郷校）に文宣王廟（文廟）が付設され、廟庭の宣聖殿（のち大成殿）には孔子と十哲のみならず新羅の崔致遠（八五七～？）、薛聰を從祀した⁽¹⁰⁾。とくに朱子性理学が導入された高麗後期になると、仏教排斥と相俟つて文廟儀礼の受容とその実践をうかがわせ

る記録が多い⁽¹¹⁾。元の支配下にあった忠烈王三〇〇年（一二〇四）には、安珦（安裕）が當時荒廃していた国子監と文廟の復興につとめ、孔子の画像のほか祭器・樂器等を江南地方から購入させたこともよく知られている⁽¹²⁾。朱子性理学発達の本拠地であった江南地方では藏書家によつて多くの書籍が刊行されており、忠肅王元年（一二三四）に成均館がここから書籍一〇八〇〇巻を購入したことも記録に残る⁽¹³⁾。

ただし、高麗時代に积奠が地方の郷校において実際にどの程度運営されたのかについては定かでない。たしかに『高麗史』礼志は「諸州縣文宣王廟」の項目を立てており、积奠儀と三獻官に関する規定も詳細であるが、これをもつて高麗の邑単位で文廟祭祀が確立していたとは即断できない。高麗末期の郷校の実態をみると、たとえば至正七年（忠穆王三、一二四七）五月に李穀（一二九八～一二五一）が残した「寧海府新作小学記」によれば、「本国郷校の制は廟學同宮にして礪るにちかし」とあり、官衙の東北に新築された寧海郷校（慶尚北道盈德郡盈德邑）の構造は「當中にして殿あり、以て魯司寇之像を垂る。左右は廡と為し、以て擊蒙の所と為す」と伝える。⁽¹⁴⁾寧海郷校には孔子の像を祀る廟殿はあつたが、明倫堂に相当する学舎がなく、東西の両廡を講學の場として利用していたのである。このような構造は他の地方にもみうけられる。

A（前略）今上即祚、尤重学校、己巳（恭讓王元年一二八九）、筆者註）冬、吾同郷金君綵、由觀察判官量田称職、選補是州監務、理任踰年、弊去民安、可興功役、乃謀於衆曰、理民以教化為本、此邑雖小、黌舍無所、若不營構以育人材、殊非国

家委任興學之意、乃相旧址、剗荆榛徐砂土、鳩材埴瓦、堅屋一間、左右前後、皆翼以檐、奉安先聖之神、以為积菜之殿、東西置廊各四楹、以為諸生講業之所、其南置門一間、旁置庖厨亦四楹、仍飾燠室、以為教官燕息之処、制約而位備、功簡而事成、自辛未（恭讓王三年、筆者註）正月而始役、及秋而訖、（中略）洪武二十四年蒼龍辛未（恭讓王三年、筆者註）冬十有二月壬戌、（『陽村集』卷一二、記類、提州鄉校記）右に掲げた史料Aは王朝交替直前の堤州鄉校（忠清北道堤川市）の実態を伝える。恭讓王元年の冬に監務として堤州に着任した金綵が荒廃していた鄉校を再興した美談であり、同郷の縁から權近（一三五二—一四〇九）が依頼を引き受けてこの「提州鄉校記」を残した。¹⁷⁾ 權近が四書五經の初学者のために『入学図説』（恭讓王二年）を著述した政治家・儒学者であることはいうまでもない。この郷校記によると、小邑¹⁸⁾といえども学舎がなければ人材を育てることはできない、と金綵は堤州の民衆を説得し、旧址を調査のうえ郷校の建設に着手した。再興事業は恭讓王三年正月に始まり、その年の秋には竣工したという。注目すべきは堤州郷校の構造である。急場のこととはいえ、先聖を祀る廟殿は建築されたが、東西の廊廡は講学のための施設であった。この構造はさきにみた寧海郷校の事例と共通する。『高麗史』礼志の「諸州県文宣王儀」の規定にしたがえば、郷校では先聖先師はもちろんのこと、東西両廡の従享位にも祭酒を捧げる儀礼を執り行わなければならない。にもかかわらず、寧海郷校と堤州郷校では大成殿の前面左右にある両廡は先賢を従祀するという祭礼機能を果たしていない。むしろ、教育機能を果たす場となつていて、後述するように、朝鮮初

期の『國朝五禮儀』の規定によれば、県レヴエルの郷校では従享位を祀る両廡の設置は免除されている（後掲史料P）が、これは多くの郷校が高麗末の遺制を継承したためではないかと推察される。

高麗では邑の大小にかかわらず郷校を設けて学校教育を実施していたことはまちがいないだろう。ただし、教育機能はともかく、すべての郷校が『高麗史』礼志の規定どおりに先聖先師以下の諸賢を祀る文廟儀礼を忠実に実施したかどうかについては疑問を呈せざるをえない。高麗は吉礼の体系化に際して、地方にいたるまで文廟儀礼の制度化を政治的に構想していた、とみるのが妥当な判断ではないだろうか。理念と実態の乖離、と表現してもよい。

さて、一三九二年に朝鮮王朝を開創した太祖李成桂（位一三九二九八）はその年八月、芸文春秋館大学士閔霽（一三三九—一四〇八）に命じて文廟に积奠を行わせた。¹⁹⁾ 太祖は即位を宣言する教書のなかで「儀章・法制は一に前朝の故事に依る」と表明しており、前朝高麗の旧制にしたがつて実施したのであろうが、高麗から朝鮮への王朝交替直後、はじめての文廟儀礼である。太祖が陰曆八月の最初の丁の日に积奠を命じたことは、礼を重視する新王朝の姿勢を示すものといえよう。礼に通じた閔霽は高麗末期より礼曹の職を兼ね、朝鮮王朝に仕えたのちも国家のさまざまな典礼を詳定した。²⁰⁾もちろん、ここにいう文廟の所在地は新都漢陽（漢城）ではなく、開城である。その三日後、礼曹の長官であった趙璞（一三五六—一四〇八）らは新王朝の国家祭祀体系を整備すべく、次のように五項目にわたって上書した。²¹⁾

(1) 宗廟・籍田・社稷・山川・城隍・文宣王积奠は古今に

ひろく通行する国家の常典であり、規式どおりに挙行する。

(2) 円丘は天子祭天の礼であるためこれを廃止する。

(3) 諸神廟および諸州郡の城隍はそれぞれ神牌を設置して守令に祀らせ、奠物・祭器・酌献の礼はすべて明の礼制による。

(4) 春秋の藏経・百高座法席・七所親幸道場・諸道殿の神祠・醮祭等はすべて廃止する。

(5) 平壤府に檀君・箕子を祀らしめ、前朝高麗の惠宗・顯宗・元宗・忠烈王は麻田郡の高麗太祖廟にあわせ祀る。

朝鮮王朝の開創にあたり、礼曹は宗廟・社稷祭をはじめ円丘壇祭祀²³、檀君祭祀、高麗王氏祭祀²⁴などさまざまな問題を提起しており、以後、朝鮮王朝の国家祭祀の制度化に際しては重要な指針となる。そしてこの指針は、洪武帝の礼制改革を彷彿させる。明では洪武帝が即位するや礼制改革が進行し、洪武三年（一三七〇）

には朝廷の祀廟政策をうたつた詔が出され、祭祀体系の制度化は『洪武礼制』（頒行年は不明）と『大明集礼』（一五三〇年）の編纂によってひとまず完了した。²⁵明の礼制改革に遅れること二〇余年、朝鮮でも新王朝の開創と同時に祀廟政策の一大指針が示されたのである。ここで注目したいのが冒頭にある、古今通行の常典とみなされた文宣王祭祀と郷村社会との関係である。

地方の文宣王祭祀は教育制度の整備と表裏の関係にあり、王朝政府ではとくに重視された祭祀儀礼のひとつであつた。その証左として、王朝開創直後の次の記録をあげることができる。

一、学校風化之源、農桑衣食之本、興学校以養人才、課農桑

以厚民生、

一、文宣王祭祀及諸州城隍之祀、觀察使與守令、豐潔奠者、以時挙行、自公卿至于下士、皆立家廟、以祭先代、庶人祭於其寢、其余淫祀、一皆禁斷、（『太祖實錄』卷一、元年九月壬寅〔二四日〕条、都評議使司裴克廉・趙浚等上言二二条）

当時、最高の議決機関であった都評議使司の裴克廉（一三三二五）一三九二）らは時務二二条を提出して太祖の裁可を得たが、右に引用した史料はその第一条と第二二条に相当する。まず第一条では学校を興して人材を養成すること、農業と養蚕を課して民生を厚くすることを掲げる。そして第一二条では、文宣王祭祀および諸州の守護神を祀る城隍祭は觀察使・守令に挙行せしめること、上は公卿より下は士までみな家廟を立てさせ、祀典（国家祭祀のリスト）に規定のない淫祀を禁断するよう上言した。もちろん、都評議使司の上言がただちに地方文廟儀礼の浸透を意味するわけではない。こころみに、権近の「延安府郷校記」をみてみよう。

B（前略）辛未（恭讓王三年、筆者註）夏 吾同年鄭君達蒙為是府教授官、始至、無所於寓、仮浮屠宮、聚童蒙以教、未幾而罷、明年壬申（太祖元年、筆者註）我朝鮮受命而興、尤重文治、復命鄭君以教授之任、仮館如初、講勸益力、慨然有營饗舍之志、越三年甲戌（太祖三年、筆者註）春、鄭中訓易為宰而来、君告其意、鄭侯悅從、偕相旧基、經始其役、乃建東廡三楹、適丁母憂、李通政晟代至、君亦曰、（中略）李侯曰諾、每以衙日、点閱州吏及里長于鄉校、就役其人、鳩材庀工、堅明倫堂、修東西廡、新作南廊、有厨有庫、有房有門、復聚

諸生以揖讓講読於其中、又施二十石稻、存本取息、以永讀書
油費、唯先聖之廟、將建八尺方屋、斲材埴瓦鄭重、而未及營、

李侯亦見代、（後略）（『陽村集』卷二二、記類、延安府鄉校
記）

この史料Bは高麗末から朝鮮初にかけての延安鄉校（黃海道延安郡延安邑）の再興過程をよく伝える。恭讓王三年の夏、教授官として延安に着任した鄭達蒙は寺院を借りて童蒙の教育にあたり、王朝交替後も再度教授に任命られて講学につとめた。しかし、依然として延安に学舎がないことを嘆いていた。太祖三年の春には鄭中訓が守令として赴任すると、鄭達蒙は学舎建設の意向を伝え、守令の同意を得て東廡三間を建設した。鄭中訓に代わって延安に着任した李晟もまた、鄭達蒙の意向を快諾した。そして李晟は明倫堂を建設し、東西廡を修理するなど、かつては寺院を借用した延安鄉校を復興するに至る。ところが、先聖を祀る廟殿は材木と瓦まで準備しておきながら造営にはおよばなかつたという。王朝創期における郷村社会の実態を示す限られた事例のひとつとはいえ、当時は学校施設としての郷校の再興が第一義であり、祭礼機能は教育機能に付随するものであったことを示唆する。家廟制にしろ、およそ一世紀を経た成宗代（一四六九～九四）に至つても一部の士大夫層に履行されたにすぎず、郷村社会にまでは浸透しなかつたことがすでに明らかにされている。とはい、さきにみた礼曹による祠廟政策の指針、都評議使司の上言、そして延安郷校の再興過程とをあわせて考えれば、朝鮮政府が建国直後すぐさま文宣王祭祀の制度化を志向していたことは読みとれよう。

一方、王都の文廟に関しては着々とその制度化が進む。次の記

録にみると、太祖四年一月には文廟祭の樂章を改定することになった。

奉常寺啓、今當國初、一新旧制、已改宗廟樂章、其社稷・圓丘・文宣王等祭樂章、尚循旧制、亦宜改作、上從之、（『太祖

實錄』卷八、四年一月丙子〔一六日〕条）

奉常寺⁽²⁹⁾は、旧制を一新すべくすでに宗廟祭についてはその樂章を改めていたため、社稷・円丘・文廟祭の樂章もまた改定するよう要請し、太祖の裁可を得た。文廟祭が宗廟・社稷祭、そして円丘壇祭祀と並ぶ重要な国事行為であったことを知らしめる。すでにこの年一〇月に太祖は文廟の造営を命じており、同年一二月には役事の監督を成均館と校書館に命じている。太祖三年の漢城遷都以後、宗廟・社稷壇の地の選定を終えると、太祖は王朝国家にとって重要な祭祀儀礼の整備に着手したものとみてよい。文廟の竣工は太祖七年七月、造営の責任者は驪興府院君閔霽であつたと伝える⁽³⁰⁾。

文廟の完成から二ヶ月後に第二代朝鮮国王として即位した定宗（位一三九八～一四〇〇）も、文宣王祭祀の重要性を即位の教書のなかで明らかにした。

一、宗社之祭、當盡誠敬、陳設酌獻之具、務要精潔、禮文樂章、務要中節、毋敢不恭、

一、文宣王、百王之師、祭祀之礼、當致精潔、毋或不虔、
一、箕子受封朝鮮、實基風化、前朝始祖、統合三韓、俱有功
東民、宜置祭田、以時致祀、（『太祖實錄』卷一五、七年
九月丁亥〔一五日〕条、便民事宜）

第一条は王朝国家にとつては最大の国事行為である宗廟祭と社

稷祭、そして第二条が「积菜之礼」についてである。文宣王は百王の師であり、「积菜」すなわち积奠の儀礼をつつしんで行うよう念を押す。これにつづく第三条では、朝鮮に封じられて民の教化につとめた箕子と三国を統合した高麗太祖については祭田を支給してよろしく祀るべしとあり、便民の事宜は全三二条におよぶ。この全三二条のうち、积奠の儀礼を宗廟・社稷の儀礼について二番目に取りあげたところからみても、王朝国家の积奠重視は容易に推測できよう。

この頃の郷村社会に眼を転ずれば、太祖七年（一三九八）春に咸鏡道南部の永興に赴任した東北面都巡問使孫公は、その日がちょうど上丁であつたことから积奠をみずから行つた。また、太宗元年（一四〇一）春に京畿南東部の利川に着任した監務辺仁達もかつては寺院を利用していた利川郷校を移建し、翌年の八月上丁には新築の聖廟において积奠の礼を実施したことが記録に残る。太祖代末から太宗代（一四〇〇～一九）初にかけて、各地の郷校は教育機能のみならず、祭礼機能をも回復しつつあつたのではないかと思われる。

同じく太宗代のはじめごろに全羅道の全州では「积奠儀式」を翻刻し、権近がこれに跋文を寄せている。⁽³⁶⁾ 次の史料Cにみるように、権近が新刊の「积奠儀式」に寄せた跋文の後半からは全州における积奠儀の成立事情、そしてその普及を通して教化政策に取り組む儒者官僚の姿勢をうかがうことができる。

C（前略）建文庚辰之歲（一四〇〇年、筆者註）、全羅道觀察使咸公、悼州縣积奠之失儀、報聞于國、求得儀文於成均、將銕諸梓、以囑府尹柳公、公亦樂從之、未幾廉使趙公代咸公繼

至、董功益力、時判官許君嘗在成均、講究是礼、甚悉者也、觀其所得儀文、未全、乃白趙公、更報于國、始得寧国全文以刊、又以元朝至元儀式附之、是其節次先後、於文公所欲改正者、蓋庶幾焉、故今成均遵用之、以是附于寧国之書、积奠礼文、粲然咸備、悉為成書、可傳於後、（後略）（『陽村集』卷二二一、跋語類、新刊积奠儀式跋）

権近の跋文によれば、全羅道觀察使咸公は州県の积奠儀が不備であることをいたみ、成均館所蔵の积奠儀を得てその翻刻を全州府尹柳公に委嘱した。柳公はこれを快諾したが、まもなく按廉使（觀察使）が趙公に交替すると、かつて成均館に在職した判官許稠（一三六九～一四三九）⁽³⁷⁾ の協力を得ることができた。ところが、积奠儀に詳しい許稠の指摘によって成均館所蔵の儀文もまた不備であることがわかり、趙公を通して再度漢城に儀文を求めた。これにより全州ではじめて寧国府学所刊の「积奠儀式」全文を翻刻し、元の至元年間に定まった积奠儀をこれに附したという。⁽³⁸⁾ この史料Cは王都と地方の連携を示す数少ない事例であるが、全州における「积奠儀式」の翻刻とその事情からみて、全羅道の文廟儀礼に対する認識は高かつたようである。

二 対明交渉と祀典の改革

1 积奠の整備と対明交渉

さて、文廟祭に限らず、朝鮮初期の祭祀儀礼の整備が本格化するには太宗代であり、积奠の儀註制定とその事情についてもまずは太宗代の記録に求めなければならない。『太宗実錄』を徵すれば

ば、太宗一一年（一四一二）四月に釀奠の儀礼を詳定するよう命じた記録がみえる。

D 命詳定釀奠儀、且致祭於箕子、礼曹參議許稠啓曰、臣嘗朝上國、過闕里、見釀奠儀、與今國家所用之儀、互有同異、請加考証、又請祭箕子、上曰、未及箕子者、尚皆致祭、獨於箕子之聖不祭、何歟、自今宜祭之、『太宗實錄』卷二一、一一年四月丁巳〔二七日〕条)

右の史料Dは典型的な綱目体をとる。この日の決定事項は釀奠儀の詳定と箕子祭祀の下命であり、その細目が礼曹參議許稠の啓以下にある記録である。許稠はかつて太宗七年に賀正使に書状官として隨行したが、その際、孔子の郷里である闕里（山東省曲阜）で実際に釀奠儀を見る機会にめぐまれたという。ところが、朝鮮の釀奠儀は明の祭儀とは異なることがわかり、そのため朝鮮の釀奠儀に考証を加えるよう太宗に要請して許された。許稠が『世宗實錄』五礼のうち、吉礼の撰定にあたった中心人物であり、また権近門下の礼学者であることはいうまでもない。

では、朝鮮初期の釀奠はいかなる過程を経て定着するのであるか。とくにその際、朝鮮側は明の制度といかに調整したのであるか。そこで、ここでは釀奠の整備をめぐる明との交渉経緯を追究し、そのうえで太宗代の祀典改革のもつ意義について考察することにしよう。

そもそも、文廟祭の儀註・祭服・楽器等は朝鮮のまったく独自のものというわけではない。朝鮮の儒者官僚は明の現行制度、それ以前の中国の古制、そして高麗の礼制を参考・斟酌しつつ新王朝の礼制を整備していく⁴²。とくに王都の成均館の場合、明から

の使節がたびたび文廟に拝謁するため、王朝政府は明との外交關係を配慮して文廟の制度整備を進めていた⁴³と考えてよいだろう。

というのも、すでに太宗五年四月には恭安府尹許応（？）一四一二）を明に派遣して宗廟・社稷・籍田・文廟等などの祭服・樂器類の輸入許可を明の礼部に願い出ている。このとき礼部に送った咨文をみてみよう。

E 就咨札部曰、拠議政府狀啓、備奉常寺呈照得、本寺所掌四時祖廟・社稷・籍田・文廟等祭、陪臣祭服及樂器等物、悉皆損旧、似難應用、理宜赴京收買、換新備用、具呈狀啓、得此切詳、上項祭服・樂器、不敢擅便赴京收買、理合咨稟、煩為奏達、如蒙允許、隨後差人齋備、赴京收買、以備應用、『太宗實錄』卷八、五年四月癸酉〔八日〕条)

一種の変体的漢語漢文を含む咨文（中国との外交文書）であるが、奉常寺→議政府→朝鮮国王→礼部の順に要請事項が伝達されていることがわかる。まず、祭服・樂器等を管理する奉常寺は、宗廟・社稷・籍田・文廟等で使用する陪臣の祭服・樂器類がみな破損して久しいため、明の都に赴いてあらたに購入したものを祭祀に使用したい、と議政府に申し出た。議政府はこの件を国王太宗に上申したところ、祭服・樂器類は赴京したところで簡単に購入できるものではない、と太宗は判断する。そこで、まずは事前に礼部に願い出ることにしたのである。そして、もし允許をこうむれば朝鮮から使者を派遣して購入させ、奉常寺に備えさせることにしたい、という内容である。

この咨文に対する回答を、『明太宗實錄』は次のように記録す

F 朝鮮国王李芳遠（朝鮮太宗、筆者註）遣倍臣許応等奉表貢方物及馬、謝立世子恩、芳遠復奏、洪武中蒙賜廟社樂器及倍臣祭服、年久損敝、乞再頒賜、上命工部製樂器賜之、祭服令本国自製、札部言、樂器原賜編鐘・編磬各十六、琴・瑟・笙・簫各二、今議琴・簫各倍之、庶協和音律、從之、『明太宗實錄』卷四三、永樂三年六月庚午〔六日〕条)

永樂三年（朝鮮太宗五年）六月、太宗永樂帝は樂器については工部に命じて制作させたうえで下賜するが、祭服は本国つまり朝鮮で作るよう命じている。さきの史料Eとあわせて考えるなら、文廟等で使用する祭服・樂器類もかつて洪武年間に明より賜つたものであったことがわかる。

ところが、朝鮮側のこの年の『太宗實錄』には、明側の史料Fにみた永樂帝の允許に関しては記録を欠く。許応の帰国を伝える記録は残るもの、むしろ表文の形式に対する礼部の指摘が取り沙汰されている。

恭安府尹許応回自京師、通事李子暎啓曰、礼部進臣等言曰、

凡表文、皇帝陛下四字之下、不連写他字礼也、今爾国表文、四字之下、連書睿哲二字非也、且汝國山川之祀、孰主之乎、對曰、國王主之、曰、然則祭神樂器、陛下之所司也、今咨文曰、儻蒙依允貿易、樂器豈民間所有之物乎、汝國自高皇帝時所失非一、陛下特垂慈不問、詳記此言、言于汝國王、上乃下文書應奉司提調唐誠及郎序韓尚德・権壇・尹珪・曹正・梁仲寬于巡禁司鞠之、以事十主文大臣、且考古今錄、陛下之下連書者頗多、故數日而放、『太宗實錄』卷一〇、五年八月辛未〔八日〕条)

G ①上率百官、詣大平館、親受賜樂、前導至昌德宮、使臣隨至、
 通事李子暎の報告によれば、皇帝への表文には「皇帝陛下」の四文字の下に他の字を連書しないのが通例であるが、「睿哲」の二文字を記していたため、礼部がこの点を責めたという。これにより、文書応奉司の長官である唐誠（一三三七）一四一三）らは巡禁司（義禁府の前身）に下されたが、古今の記録を調べたところ、連書の例が多いことから数日後には釈放された。朝鮮初期の対明外交文書をめぐるトラブルは多いが、われわれの関心からすれば、この史料のなかで見逃せないのは樂器の輸入に対する礼部の回答である。史料Fに対応する回答そのものはおよそ一年遅れで朝鮮に伝わる（後掲史料G）が、李子暎は礼部からのもう一点の指摘を朝鮮国王太宗に伝えた。それは朝鮮側の樂器に対する認識不足である。祭礼の樂器は皇帝の統制下にあって、民間で売買されてはいない。朝鮮が明に対して樂器の輸入許可を要請する」と自体が誤りであった。⁴⁶ 朝鮮国王のこうしたは誤りは、太祖洪武帝の治世年間よりしばしばあったが、永樂帝は慈悲によりこれを不間に付したという。

その樂器は翌年の太宗六年閏七月に明使朴麟・金禧らによつてもたらされた。⁴⁸ 太宗はすぐにでも樂器を賜りたかったようだが、病のため王世子に百官を率いて明使一行を迎えた。明使は今回持参した公文は礼部の咨文であつて、必ずしも出迎えの必要はないことを伝え、「若し賜樂を以て重きと為せば、則ち某等王京に至りて館に舍かん。疾の癒えるを俟ち、館に至りて受くるも亦た豈に不可ならんや」との配慮で、樂器はいつたん大平館に保管された。その四日後、太宗は明使が宿泊する大平館へ向かう。

上拝賜礼、訖以体未平復、命議政府宴使臣于大平館、②礼部咨曰、先該、朝鮮国王咨、本国宗廟・社稷樂器損旧、咨稟奏達、如蒙允許、隨後差人齎価、赴京收買、以備應用、移咨到部、查得、本国樂器、洪武年間、太祖皇帝曾經頒賜、今称損旧、民間別無造壳、難准所行、永樂三年六月初八日早、本部官具奏、節該奉聖旨、樂器與他、欽此、已經欽遵、移咨工部成造去後、今准造完、覆奏移咨、差內史朴麟等齎奉、同將樂器管送前去、合行、本国知会、照數收用、③計發去祭祀樂器、編鍾一十六箇、編磬一十六片、琴四張、瑟二床、笙二攢、簫四管、④議政府率百官上箋、賀受賜樂器、命止之、『太宗實錄』卷一二、六年閏七月庚午〔一三日〕条）（史料中の番号①～④は筆者）

太宗はまず大平館で永楽帝より下賜された樂器を授かり、昌徳宮にて拝賜礼を行つた。しかし、太宗は体調不全を理由に迎接の宴を議政府に命じ（史料G①）、祝賀の礼を主導したのも議政府であった（史料G④）。史料G②の「礼部の咨に曰く」以下の記録⁴⁹をさきの『明太宗實錄』の史料Fと比較すれば、回咨遲延の事情は容易に理解できる。礼部はすでに永樂三年六月に永楽帝に上奏して允許を得ていたが、永楽帝は工部に樂器の製作を命じており、その製作完了をうけて朝鮮国王に回答することにしたからである。病をおしてまで大平館へ赴いたところからみても、太宗が国家祭祀に使用する樂器の下賜をいかに待ち望んでいたかは容易に想像できよう。⁵⁰翌年、新築なつた成均館の文廟に孔子と四聖（顏子・曾子・子思・孟子）の神位が奉安され、孔門の十哲は東西の翼室に、そして歴代の從祀諸賢は東西の両廡に列せられた⁵¹。

さて、朝鮮国王が礼部に願い出たのは祭服・樂器の輸入許可ばかりではない。太宗一一年四月の記録（史料D）にみたように、太宗は文廟祭奠儀の詳定を命じたが、同年一月には祭儀そのものの頒降を明に請うた記録がみえる。

H遣參贊議政府事鄭擢・參知議政府事安省、如京師、賀明年正月、且咨禮部曰、本国祖廟及社稷・山川・文廟等祭、未知聖朝所制藩國儀式、仍用前代王氏旧礼、深為不便、上頃祭礼、理合奏請、如蒙頒降、欽依遵守、『太宗實錄』卷二二、一一年一月甲子〔七日〕条）

この史料Hはこれまでにいくつかの先行研究に引用されたが⁵²、ここでは一步踏み込んで朝鮮と礼部のあいだで取り交わされた咨文の分析をこころみ、明の対応と朝鮮側の対処に注目してみよう。議政府參贊事鄭擢（一三六三～一四二三）と同參知事安省（？）⁵³（一四二一）を明に派遣したのは明年の正月を慶賀する儀式に参加するためであつたが、このときの賀正使には礼部への咨文を持参させている。この礼部宛の咨文によれば、明が制定した「藩國儀式」は未見のため、朝鮮では宗廟・社稷・山川・文廟等の祭儀はいまだ高麗の旧制を用いているという。そこで礼部を通して「藩國儀式」の頒降を請い、その遵守を誓つたのである。ただし、誤解のないようにいえば、この咨文にいう「藩國儀式」とは『洪武礼制』を指すのではない。朝鮮では太宗即位年一二月に礼曹が『洪武礼制』の規定によつて祀典所載の名山・大川を祀るよう上言した記録がある⁵⁴。社稷祭にしろ、太宗六年六月にやはり『洪武礼制』を適用し、開城以下の各道各官に社稷壇を設けて祀ることを決定済みである⁵⁵。ついで太宗九年七月、礼曹は文宣王と四聖十

哲の神牌を『洪武礼制』所載の社稷壇制にならつて製造するよう上啓した。⁽⁵⁶⁾つまり、少なくとも太宗が即位した一四〇〇年には『洪武礼制』はすでに朝鮮に伝来していたと考えられる。⁽⁵⁷⁾したがつて、ここにいう「藩国儀式」とはおそらく冊封体制下の侯国（藩国）に向けて明が制定した儀註を指すのであろう。実際にはそうした儀註はないのだが、朝鮮側は明国内の府州県に適用した『洪武礼制』以外に礼書があるのであれば、これを参考に各種祭祀儀礼の整備をはかるうと考えたに相違ない。⁽⁵⁸⁾

そして、さきにみた史料Hに対する明側の回答が次の史料Iに

明確に示されている。

I 任添年・崔得霏、回京師、添年等啓曰、皇帝待臣等甚厚、各賜誥命一道・内厩馬三匹・宝鈔四千張・白銀一百両・段綃各七匹、其齋來礼部咨曰、近准朝鮮国王咨開、本国祖廟及社稷・山川・文廟等祭、未知聖朝所制藩国儀式、仍用前代王氏旧礼、深為未便、上項祭礼、理合奏請、如蒙頒降、欽依遵守、移咨到部、永樂十年三月初二日、本部官於奉天門題奏、奉聖旨、只從他本俗、恁禮部行文書去、著他知道、添年等進毛子二匹・色絲・甘草、〔太宗實錄〕卷二三、一二年五月丙戌〔三日〕

条)

鄭擢一行は所期の目的を果たすことができずに帰国した⁽⁵⁹⁾が、礼部の咨文は彼らの赴京直後に明へ派遣された任添年と崔得霏⁽⁶⁰⁾に託された。礼部の回答によれば、永樂一〇年（朝鮮太宗一二年）三月にこの件を上奏したところ、宗廟・社稷・文廟等の祭儀については本俗、つまり朝鮮の風俗・慣習にしたがうことを許可する聖旨を賜つたという。ここで想起されるのが、のち太宗一六年六月

に卞季良（一三六九—一四三〇）が「儀は本俗に従い、法は旧章を守るを許す」という洪武帝の詔書を根拠に、円丘壇祭祀の復活を太宗に要求することである。⁽⁶¹⁾実際に『明太祖實錄』には「従其自為声教」「其礼從本俗、使自為声教」「儀從本俗、法守旧章」とみえ、朝鮮王朝の開國後、洪武帝は朝鮮の儀礼・法制については朝鮮の実状に即して制定することを再三にわたつて許可している。いずれも明帝の余裕と寛大を示す表現であるが、朝鮮国王にとつては积奠儀を本俗にしたがつて制定する名分を獲得したことになる。

以上の対明交渉の経緯をみると、朝鮮国王太宗は明の永樂帝に對して积奠で使用する祭服・樂器の下賜を要望していたことがわかる。すでに洪武帝がこれらの祭器類を下賜した前例もあり、太宗はこの前例を踏襲したのであろう。そして実際に、太宗は永樂帝より樂器を下賜された。さらに太宗は祭服・樂器のみならず、祭儀そのものの下賜を明に請うた。折しも、朝鮮の积奠儀は明の祭儀とは異同がある、と許稠が指摘したために太宗は积奠儀の制定を命じていた。そこで积奠儀の制定に参考とすべく「藩国儀式」の頒賜を明に請うたところ、永樂帝は祭儀については本俗にしたがつて制定することを許可した。ここに朝鮮国王は朝鮮の風俗・慣習にしたがつて国家祭祀の制度化を推進することが可能となつたのである。これにより、朝鮮では积奠の制度整備が本格化することになる。

2 太宗一三年の祀典改革

祀典とは王朝国家が公式に行う各種祭祀に関する規範ないし規

定をいい、朝鮮成宗代に成立した『国朝五礼儀』のようには体系化された一書を指す場合と、ある時点で王朝国家が認定した国家祭祀のリストを指す場合とがある。ここでは、朝鮮初期においては祀典的一大改革期にあたる太宗代後半を中心に祭祀儀の制度化、とりわけ地方の祭祀を中心検討することにしたい。

王都と各邑の祭祀が朝鮮初期の国家祭祀体系のなかに明確に位置づけられたのは、太宗一三年四月である。

J 礼曹上諸祀之制、啓曰、謹按前朝詳定古今礼、社稷・宗廟・別廟為大祀、先農・先蚕・文宣王為中祀、風師雨師雷師・靈星・司寒・馬祖先牧馬步馬社・祭祭・七祀・州縣文宣王為小祀、臣等歷稽古典、前朝參酌得中、但風師雨師、自唐天宝年間、論其濟時育物之功、陞入中祀、并祭雷師、終唐歷宋無敢議者、皇明洪武礼制、增雲師、號曰風雲雷雨之神、與山川城隍、同祭一壇、今本國遵用此制、且文宣王、在國學為中祀、在州縣為小祀、於義未安、故宋制州縣祭祀、亦陞中祀、伏望、風雲雷雨之神、陞入中祀、山川城隍同祭、州縣祭祀、亦陞中祀、其余諸祀等第、一依前朝詳定礼、從之、(『太宗實錄』卷二五、一三年四月辛酉〔一三日〕条)

右の史料Jによれば、礼曹は二種の礼制改革を要請している。

第一点は、高麗では小祀に位置づけられた風師・雨師・雷師に雲師を加え、風雲雷雨として中祀に昇格させること。そして、第二点が邑の文廟祭を王都の祭祀と同格扱いとして中祀に昇格させることがある。高麗毅宗代(一一四六~七〇)に成立した『詳定古今礼』(逸文のみ残る)では、邑の文廟祭は小祀に規定されていた。しかし、国学つまり成均館の文廟祭が中祀であるにもかかわ

らず、各邑の郷校で実施する文廟祭を小祀とするわけにはいかない。もとより宋制の「州縣祭祀儀」もまた中祀に昇格しているからである。ここにいう宋制とは北宋の『政和五礼新儀』(一一〇三年)を指すのであろう。『政和五礼新儀』によれば、文宣王は中祀であり、この礼書は「州縣祭祀文宣王儀」を収録する。⁶³⁾これより二年前の太宗一一年正月に礼曹は老人星祭の制度化に際して宋制を導入することを上書しており、宋制の参考と導入は特殊な例ではない。

太宗代のこの史料Jは、朝鮮初期の礼制改革ではひとつの画期をなす。私見では、『世宗實錄』五礼の吉礼に収録された国家祭祀体系に関する諸規定は、太宗代末年までに撰定を終えたものとみている。⁶⁴⁾太宗代の大祀・中祀・小祀の変遷を追究すると、『詳定古今礼』の祭祀体系を基礎にして、まず太宗一三年四月に風雲雷雨と各邑の文宣王を中祀に昇格、同年一月に檀君・箕子・高麗始祖を中祀に編入、ついで太宗一四年八月には嶽海瀆・名山大川をそれぞれ中祀・小祀に編入する。⁶⁵⁾そして、この編成は『世宗實錄』五礼所載の大祀・中祀・小祀の編成と一致する。したがって、『世宗實錄』五礼所載の国家祭祀体系は太宗一四年八月にはほぼ制度化を完了していたと判断できる。さらに、太宗代後半の一連の礼制改革を後押しした背景には、永樂帝が朝鮮の祭儀については本俗にしたがうことを許可したという名分がある(史料I)。だからこそ、太宗一三年四月に礼曹は高麗の『詳定古今礼』を基本として祀典の改革に踏みきつたのである。

祭祀の制度化も太宗代後半の祀典改革のなかで把握することができる。翌一四年七月には「州縣祭祀儀」が頒布・施行され、同

時に視学儀と王世子釁奠儀、そして有司釁奠儀が頒行されたからである。

K礼曹上視学儀、初、問河峯曰、予欲視国学講經取士、卿意以謂何如、峯頓首謝曰、親詣国学、人君之盛事、乃悉舉前世親詣之君、以對、上意遂定、

し又上王世子及有司・州県釁奠儀、遂頒行、（いざれも『太宗実録』卷二八、一四年七月壬午〔一一日〕条）

短い記録ではあるが、すべて同一日のうちに四種の釁奠儀を決定している⁽⁶⁵⁾。右の史料K Lにみえる「視学儀」「王世子及有司・州県釁奠儀」とは、のち『世宗実録』五礼に登載される「視学酌獻文宣王儀」「王世子釁奠文宣王儀」「有司釁奠文宣王儀」「州県釁奠文宣王儀」の四儀⁽⁶⁶⁾に対応するものとみてよい。つまり、釁奠は太宗代後半に、朝鮮国王と王世子の視学観礼の形式で行う「視学酌獻文宣王儀」を頂点として、王世子を主宰者とする「王世子釁奠文宣王儀」、しかるべき官僚に代行させる「有司釁奠文宣王儀」、そして各邑に主宰させる「州県釁奠文宣王儀」で構成、体系化されたのである。朝鮮政府が祀典の整備に本格的に着手した（史料J）のち、朝鮮国王・王世子・有司・各邑の釁奠儀がおよそ一年あまりで頒布・施行されることになる。この釁奠儀の制度化の動きからみても、『世宗実録』五礼の吉礼体系は太宗代後半にはほぼ定まつたものと考えられる。

周知のように、太宗三年に始まる郡県制の整備によつて州府郡県には位階の觀念が導入され、太宗一三年から一四年にかけて郡県の併合と郡県名の改定が進んだ⁽⁶⁷⁾。祀典の改革が本格化したのもやはりこの時期と重なる。太宗代の王権強化、祀典の体系化、そ

してまた地方統治政策を考えるうえで、太宗一三年四月の史料Jのもつ意義は大きい。

太宗代後半の釁奠についていまひとつ銘記すべきは、朝鮮半島の最南端に浮かぶ濟州島の事例である。『東國輿地勝覽』（成宗一二年、一四八一）の増補版である『新增東國輿地勝覽』によれば、濟州には太祖元年に学校が建てられたといふ。太宗二年（一四〇二）には高麗以来の星主（国王）と王子（副王）の爵号を廃して左都知管・右都知管と改めており、太宗一六年五月になると濟州都安撫使吳湜・前判官張合らの啓により、漢拏山の南方九〇余里（朝鮮里は日本里の一〇分の一）の地を二つに分けて東を旌義、西を大靜とし、それぞれに県監を置いた⁽⁷³⁾。王朝政府による郡県整備の結果、従来の一七県を統廃合したものである。

そして、太宗代最末期の一八年四月には次の史料Mにみると、「濟州文宣王釁奠儀」が詳定された。

M礼曹上濟州文宣王釁奠儀及漢拏山祭儀、釁奠儀依各道界首官例、漢拏祭依羅州錦山例、載諸祀典、春秋致祭、（『太宗実録』卷三五、一八年四月辛卯〔一一日〕条）

礼曹は濟州で施行すべき文宣王釁奠儀を太宗に上啓した。その釁奠儀は各道の界首官の例によつて祀典に登載し、漢拏山祭儀とともに春秋に二回の祭祀を実施することにしたのである。この濟州釁奠儀の詳定は、王朝政府による教化が王土の辺境にまでおよんだことを示す事例といえよう⁽⁷⁴⁾。というのも、界首官とは各道で行政および軍政の要地となる比較的大きな邑、つまり地方行政の上級区画であつて、太祖二年一一月に朝鮮半島南部を中心に二五ヶ所を設置、世宗代（一四一八—五〇）には北方の両界にも設定

してその数は三七ヶ所におよぶ⁽⁷⁵⁾。濟州の釁奠儀が界首官の例にならって制定されたのであれば、太宗一八年の時点で、少なくとも上級行政区画の界首官は釁奠を定例の祭祀として実施していたことになる⁽⁷⁶⁾。また、『世宗実録』五礼のうち、吉礼については太宗代末年までに撰定を終えていたことを勘案すれば、濟州に対する釁奠の制度化は各邑のなかでも最終段階に位置するとみて差し支えないのであるう。

三 郷村社会における釁奠の実相

1 世宗代の釁奠

前節でみたように、太宗一三年から翌年にかけて邑の釁奠は中祀に昇格し、その儀註が頒行された（史料J-L）。地方の郷村社会で催される文廟儀礼は、太宗代後半にいちおうの制度化を終えたとみてよい。そこで次に、世宗代を中心に釁奠の実施をめぐる王朝政府と郷村社会の動きを追究することにしよう。

世宗代の場合、郷村社会における釁奠に関する事例は実録記事にはほとんど残っていない。しかし、次の昌平（全羅北道潭陽郡昌平面）の事例は世宗代の釁奠の様子をわずかに伝える。

N一、昌平県令宋復言、告者養老之目有四、養三老五更、一也、子孫死於國事、則養其父祖、二也、要致仕之老、三也、養庶人之老、四也、有虞氏以宴禮、夏后氏以享禮、殷人以食礼、周人修而兼用之、一歳之間、凡七行之、飲養陽氣則用春夏、食養陰氣則用秋冬、大合学則必遂養老、故春入学而合弊則行之、春頌学而合声則行之、季春天子視学則行之、此王道之不

可不重也、願令攸司立養老之礼、悉令中外、每歲春秋釁奠之後、押七十・八十以上、勿拘貴賤、聚而饗之、以広聖上養老之恩、且乞善言而施諸政治、則人倫厚而風俗正、天道順而陰陽和矣、僉議、令礼官稽古制施行、（『世宗実録』卷一〇、二年一月己巳〔五日〕条、諸道守令及閑散人所上便宜事款）議政府・六曹は諸道の守令および閑散人の要請事項一九条を採択して世宗に上啓した。このなかに「願わくは、攸司をして養老の礼を立てしめ、悉く中外をして毎歲春秋の釁奠の後に七十・八十以上を押び、貴賤に拘ることなく聚めて之を饗せしめ、以て聖上の養老の恩を広めんことを」とあるように、昌平県令宋復は毎年春秋の釁奠後に養老儀を実施するよう請うた。養老には三老五更（在地の長老）を養うなど四種の法があり、中国古代の虞は宴礼、夏は享礼、殷は食礼とし、周では一年におよそ七度これを行つた。学校関係でいえば、春の入学、秋の成績評価、そして天子視学の際にも養老の儀礼を実施したことから、宋復は王道を強調しつつ、王都と各邑でそれぞれ養老儀を制度化すべきであるという。そこで議政府と六曹で審議した結果、礼官に古制を検討させて施行するよう、国王世宗に要請する運びとなつた。⁽⁷⁸⁾

前節で検討したように、王朝政府は太宗一四年七月に州県釁奠儀を頒行し（史料L）、のち濟州に対しても界首官の例に基づいた釁奠儀を制定した（史料M）。よつて、太宗代後半期には上級行政区画の界首官レヴェルでは釁奠が実施されていた、と判断した。この一連の動きと昌平県令による養老儀の要請（史料N）から判断すれば、春秋の釁奠は上級の行政区画のみならず、世宗初年には下部の行政区画である県レヴェルでも実施されたところが

あつたとみてよいだろう。さらに、特殊な事例ではあるが、全州では州県祝奠儀の頒行以前に成均館と連携して「祝奠儀式」を翻刻しており（史料C）、上級行政区画における祝奠儀の実施は太宗初年にまでさかのぼることができる。

では、世宗代の地理志からは一定の情報を得ることができるであろうか。そこで、『新撰八道地理志』（世宗一四年、一四三二）を骨子として編纂された『世宗実錄』地理志⁷⁹⁾をみてみよう。

○文廟〔在州北、國家於各道州府郡縣、皆置文廟、謂之鄉校、其生徒之額、留守官五十、牧・都護府四十、郡三十、縣十五、給祭田・学田・奴婢各有差、都護府已上、皆有教授官、郡縣或除教授官、或除教導、若民戶不滿五百者、亦置學長、以訓生徒、後於各邑不復書文廟〕（『世宗実錄』卷一四八、地理志、京畿廣州牧）（史料中の「」内は割註、以下同じ）

『世宗実錄』地理志は三三四の邑を記載するが、史料Oの末尾に「後於各邑不復書文廟」とみえるように、文廟に関する記録があるのは中央官衙の漢城府と開城府⁸⁰⁾、地方では右に掲げた京畿の広州牧に限られ、これ以外の邑では文廟に関する記録は省略されている。世宗一四年当時、戸数が八〇〇〇を越えていた大都市ともいうべき平壤でさえ、「文廟」の項目を立てていながら文廟を解説する割註は付されていない⁸¹⁾。これ以前に成立した『慶尚道地理志』（世宗七年）にも慶尚道各邑の文廟についての独立項目はなく、関連事項として「薛聰、（中略）本朝以其功、配享文廟」と「安珦、（中略）本朝配享文廟」の二件を記すのみで、地方の祝奠に関する情報はきわめて乏しい。のち、睿宗元年（一四六九）に国王の命をうけて上納された『慶尚道統撰地理誌』は『慶尚道

地理志』の調査項目を補うべく編纂されたため、文廟関連の記事さえ収録しない。となれば、世宗代の地理志からの情報としては、まず第一に生徒の定員、祭田・学田・学奴婢の支給⁸²⁾の格差をあげることができる。第二に、都護府以上の郷校には必ず教授官を派遣するが、それ以下の郡県では教授官または教導⁸³⁾を派遣し、五〇〇戸以下の邑には学長を置いて教育にあたる。邑の等級による文廟の人的構成と財政基盤に大きな格差があつたことは明らかである。しかし、文廟の構造、祝奠の主宰者など郷村社会の実状については判然としない。

このように、世宗代の郷村社会における祝奠についてはその情報が限られるといわざるをえない。むしろ、世宗代には王都漢城の祝奠に関する施行細則が古制を参考に綿密に練りあげられていつたことを伝える記録が多い。とりわけ、世宗の治世一〇年代には文廟の祭礼を王室の祭祀儀礼である宗廟祭に準ずるものとして重視するようになり、世宗二一年五月、冕服をまとった世宗は王世子と百官を率いて成均館へ行幸し、大成殿において親しく酌獻祭を執り行つた。また、世宗二二年二月に礼曹は奉常寺判官朴堧（一三七八～一四五八）の上疏文をもとに祝奠の祭礼樂を「聖賢の祭祀」にふさわしくすべく、中国系の雅楽にのつとつて改訂した⁸⁴⁾。朴堧は壇制・儀礼内容にわたる修正個所を詳細に調査し、『洪武礼制』を遵用する当時の政策のあり方に対しても批判を加えるなど、国家祭祀の策定・制度化の際にも成果を残すが、このときの改訂は、朴堧がかつて中国の古制と朝鮮祭祀の現状を比較検証した長文の上疏文を提出し、雅楽の不備を指摘したことによる⁸⁵⁾。

もちろん、『国朝五礼儀』の規定では王都の积奠はあくまで中祀であつて、宗廟をしのぐ祭礼として位置づけられたわけではない。祭器の場合、たとえば犠牲を載せる籩・豆の数は宗廟・社稷の各一二に対しても、积奠は風雲雷雨・先農と同じく各一〇であり、⁽⁸⁹⁾ 大祀クラスの国家祭祀は中祀の祭礼とは一線を画している。したがつて、朝鮮の場合、明の太祖洪武帝が太廟（宗廟）と同格の制度を敷いて孔子を礼遇した事情とはやや異なる。

2 王都と地方の格差

さて、さきにみた『世宗実録』地理志の文廟記事（史料O）は、王都と地方の文廟の格差についてはいささか具体性に欠けていた。その原因是、同書地理志が地方の文廟記事を省略したことによる。ところが、成宗代に成立した『国朝五礼儀』にはこれを補う規定がある。王都と地方の格差は、次に示すように文廟の外見的構造にある。

P 文宣王廟在都城内東、大成殿坐北南向、凡五間、前有二階、庭東西各有廡、神厨在西廡西北「州縣大成殿三間、在北南向、庭東西有廡（縣則無廡）」（『国朝五礼序例』卷一、吉札、壇廟図説条）（へゝ内は割註）

五礼の施行細則を定めた『国朝五礼序例』の規定によれば、漢城の成均館にある大成殿が五間であるのに対しても、各邑の大成殿はこれを三間に縮小したものであり、とくに県レヴエルになると廟庭の東西に中国・朝鮮の歴代の名儒を從祀する東廡・西廡がない。王都と地方の文廟に構造上の格差があるのはもちろんのこと、地方のなかでも県とそれ以外の邑では歴然とした格差が存在した

のである。

ただし、右の史料Pでは各邑の文廟の構造について充分な説明がなされているわけではない。そこで、『經國大典』の施行から半年を経た成宗一六年七月の実録記事を次に掲げよう。

Q 札曹啓、儀礼詳定内、州縣之學則免祭兩廡諸位、縣學并免殿上十位、唯開城府及諸道界首官、遍祭兩廡諸位、周濂溪・程明道・程伊川・朱文公四位、薛聰・崔致遠・安裕、縣學以上並祭之、曹已受教、依上項詳定施行、諸道界首官則有東西廡、其余州府郡縣則並無廡、周濂溪以下四位、及薛聰等三人從祀為難、（後略）（『成宗實録』卷一八一、一六年七月戊午

〔二〇日〕条）

まず、成宗の教書によれば、東西の両廡に從祀された諸賢を祀るのは開城と界首官の郷校に限り、それ以外の州府郡では両廡の祭享を免除し、県レヴエルでは大成殿内の十哲の祭享まで免除した。ただし、宋の周敦頤・程顥・程頤・朱子の四位と朝鮮の薛聰・崔致遠・安珦の三位だけはすべての邑で等しく祀ることを命じた。⁽⁹⁰⁾ ところが、このとき札曹は「諸道界首官は則ち東西廡有れども、其の余の州府郡縣は則ち並な廡無し。周濂溪以下四位及び薛聰等三人の從祀は難きたり」と啓し、周敦頤以下の名儒を四聖の例にならつて大成殿内に配享せんことを請うている。『国朝五礼儀』には「縣は則ち廡無し」との規定（史料P）があるものの、現状では県レヴエルどころか州府郡においても両廡の設置が遅れていったとみるほかない。さきの史料Oにみた郷校の財政基盤の格差に起因するところもあるう。当時は『国朝五礼儀』の颁布からすでに一〇年を経ていたが、実際のところ県レヴエルの郷校はともか

く、両廡を設置しない邑が大半を占めていたようである。『国朝五礼儀』の規定が必ずしも現状に追いついていなかつたことを示す、ひとつの証左となろう。

また、成均館の大成殿には木製の神牌を用いて先聖先師を祀つたが、平壤と開城の文廟では高麗以来祀られてきた塑像をそのまま据えていた。成宗は明の国子監でも孔子像を置いていることを理由に漢城の成均館でも塑像を置きたいとの意向を示したが、承政院は「土木の肖像は浮屠に異なること無し。塑像は不可なり」⁽⁹²⁾とこたえて成宗を諫め、旧来どおり木製の神牌を据えることになった⁽⁹³⁾。つまり、王都の大成殿には木製の神牌を安置したが、平壤と開城のように地方の文廟によつては塑像を据えていたのである。

こうした地方の事情に対して明はどのような反応を示したのであらうか。さいわい、歴代の実録には明使の文廟拝謁に関する記事が頻出する。一例として、同じく成宗代の実録記事をみてみよう。

R遠接使許琮馳啓、天使動止、又曰、天使到平壤、謁箕子廟、行四拜礼、又謁檀君廟、行再拜礼、又詣文廟、行四拜礼、入殿上、見先聖及四聖十哲塑像、語臣曰、此與中國塑像稍異、臣曰、塑像同於道仏、故王京文廟不設像、唯木主也、正使曰、是合於礼、臣又曰、此亦當改為木主、然其來已久、故不改耳、正使曰、元有則不妨矣、
〔『成宗実録』卷二一四、一九年三月癸酉〔九日〕条〕

史料R中の「天使」とは、孝宗弘治帝即位の詔書を頒賜するため来朝した明使であり、正使は董越である⁽⁹⁵⁾。漢城へ向かう途中、明使は平壤で箕子廟と檀君廟に拝謁したのち、文廟に詣でたところ

ろ、孔子と四聖十哲が塑像であることに気づいた。董越の觀察によれば、「孔庭設像、皆冕而裳」とあるから、平壤文廟に祀られた塑像はみな玉垂れのついた冠をつけて礼装していたようである。

明使を出迎えた遠接使許琮（一四三四～九四）は「塑像は道仏に同じき故に、王京の文廟は像を設けず、唯だ木主なり」というと、明使は「是れ礼に合う」とこたえた。さらに許琮は「此れ亦た當に改めて木主と為すべきなり。然れども其の来已に久しく、故に改めざるのみ」と釈明したが、明使は「元より有らば則ち妨げず」と何らとがめていない。許琮の発言からは礼学に関する教養の高さがうかがえよう。周知のように、臨時官庁である迎接都監には礼法に熟達した官僚が配置されたからにはならない。のちに平壤と開城の郷校に祀られた塑像の件がふたたび朝議にのぼるが、塑像を祀るのは高麗以来の旧制であるから、にわかに木製の神牌に変更することはできないであろうとの理由で沙汰やみとなつている⁽⁹⁶⁾。史料Rは王都と地方との差異、そして明と朝鮮との差異を示すだけでなく、积淀の制度化とその運営に際しては朝鮮の本俗にしたがつたことを示す事例とみてよいだろう。

こうしてみると、朝鮮政府は地方の文廟によつてはその来歴を考慮して高麗の旧制を踏襲していたと考えられる。もちろん、塑像を祀る各地の郷校に対して短期間のうちにいつせいに塑像から神牌へ変更させることは、現実問題としては困難であったに相違ない。次に掲げる星州郷校（慶尚北道星州郡星州邑）の事例は、一五世紀末から一六世紀初にかけての郷村社会の実状を伝える。

S郷校〔在州北二里、文廟皆土像、邑人言、初郷校奴往開城大成殿、一見而還、遂塑之、甚肖〕
〔『新增東國輿地勝覽』卷

二八、慶尚道星州牧、学校条)

T文廟「在郷校、【新增】五聖十哲、旧用塑像、牧使康仲珍改設位版」(同書卷二八、慶尚道星州牧、祠廟条)

史料Sによれば、星州郷校では開城の大成殿の例にならつて五聖十哲の塑像を作りあげたという。ただし、史料Tの【新增】以下の記録にあるように、のち星州牧使に任じられた康仲珍が五聖十哲の塑像を神牌に改めた。『新增東國輿地勝覽』の史料STからは塑像から神牌への変更時期を直接知ることはできないが、実録記事によると、中宗一五年(一五一〇)正月に司諫院は星州牧使在任中に刑罰を濫用した康仲珍を諫めている。⁽⁹⁹⁾したがつて、康仲珍関連の記録と『新增東國輿地勝覽』の成立時期(中宗二六年)から考えれば、星州郷校における塑像から神牌への変更は中宗一五年を下ることはない。つまり、星州郷校では一六世紀初頭までは神牌ではなく塑像が祀られており、一五世紀後半に成立した『国朝五礼儀』の規定が郷村社会にあまねく浸透していたわけではなかつた。開城・平壤二府の場合はさらに遅れ、塑像を撤去して神牌に改めたのは一六世紀後半の宣祖七年(一五七四)のことである。⁽¹⁰⁰⁾

3 積奠主宰者としての守令

ここでは郷校で執り行われた積奠と、この定例の祭祀を主宰した守令の実態を中心に、朝鮮初期における地方行政制度と祭祀体系との関連様相を考えてみたい。

受常參視事、成均直講朴續祖・閔貞等輪対、(中略)貞啓曰、今文士甚少、請撰文臣兼差芸文館、專習文學、國家自古常養

成均生員二百人、今以年歉減一百、於國家養賢之意如何、請復旧、且州郡积奠祭、守令等慢不致意、牲・酒不豐潔、請檢覈、(後略)(『世祖実錄』卷二二、四年四月辛未〔一四日〕条)

世祖四年(一四五八)四月に成均館直講朴續祖・閔貞らが輪対した席で、閔貞は成均館の生員と地方の積奠の実状を述べた。もちろん、ここで注目するのは後者の積奠に関する記録である。閔貞の啓によれば、守令が積奠の実施を怠つて祭神に供える犠牲・祭酒は豊富でも清潔でもないことから、その検覈を請うた。世祖の裁可については記録がないため、検覈が實際に行われたか否かはにわかに判断しがたい。しかし、後日、吏曹が郷校教官の勤務評価を觀察使に検覈させるよう建議したことからみて、守令の怠業はよく知られたところであり、当時は積奠ばかりか郷校の運営自体がスムースではなかつたと考えられる。世祖代(一四五五)六八)は兵事に意を注いだ反面、教育面はおろそかとなり、郷校における教官の資質の低下がしばしば問題となつた時期であつた。⁽¹⁰¹⁾次に掲げる成宗四年(一四七三)正月の記録は同じく守令の怠業を伝えるが、さきにみた『世祖実錄』の記録に比べると具体的な指摘があつて興味深い。

左通礼尹孝孫等五人輪対、孝孫啓曰、諸邑文宣王積奠・歷代始祖及社稷・厲祭所用、雖易辨之物、守令不致意預辦、每臨祭任意代用、其慢神莫甚、請令諸邑守令、別立典祀庫、一應祭用之物、預先精備、監司每當巡行親檢、以憑黜陟、命議諸院相、申叔舟等議、請依所啓、從之、(『成宗実錄』卷二六、四年正月乙卯〔二四日〕条)

尹孝孫（一四三一～一五〇三）の啓によれば、守令は地方の文宣王積奠のほか歴代始祖・社稷・厲祭などの祭祀で使用する祭品類をあらかじめ準備することなく、祭祀のたびに任意に代用しており、これは祭神をおろそかにする行為であるという。そこで祭器類を準備・保管するために、各邑の守令に典祀庫を設置するよう要請した。加えて、尹孝孫は觀察使に対しては巡回のたびに典祀庫を点検させ、守令の勤務評定に反映させるよう、要請する。これをうけて成宗は院相に審議を命じ、申叔舟（一四一七～七五）の同意を得て裁可を下した。当時は申叔舟らが院相として庶政を議決しており、このとき成宗が院相に審議を命じたのも無理からぬところである。

尹孝孫は成宗の初年から四年二月まで礼式を掌る通礼院左通礼の職にあり、睿宗元年（一四六九）には頽廢した郷校の改善を要請した経緯がある。それゆえ、郷校の実状にも明るかつたようである。また、尹孝孫は「庚寅（成宗元年、筆者註）通礼院左通礼に遷り、原從功臣の号を賜はる。時に經國大典五礼儀註を撰む。孝孫亦參り修めて以て一代の典を成す」と評されるように、「經國大典」と「國朝五礼儀」の編纂に参画した人物であった。『經國大典』を朝鮮初期の基本法典とすれば、ほぼ同時期に成立した『國朝五礼儀』は基本礼典といつてよい。その尹孝孫の発言であればこそ、事態は深刻である。しかも、この年は『國朝五礼儀』が完成する前年にあたる。

同じく成宗代の次の記録をみてみよう。

U礼曹啓、今承伝教、輪対者言有、諸邑守令不肯躬行積奠、以校生品官代之、其糾察節目、商議以啓、臣等參詳、祭享大事、

而守令不躬行、甚不可、請令後令守令躬親祀事、有故則教授、訓導行之、又有故則折有職品官、報觀察使代行、觀察使以時檢劾、從之、〔成宗實錄〕卷四六、五年八月庚戌〔二八日〕条)

成宗の伝教をうけた礼曹は守令に対する糾察の節目を協議し、その結果を成宗に啓した。輪対の際に、守令が積奠をみずから行わず、校生（郷校の生徒）や留郷品官に代行させているとの発言があつたためである。礼曹は、王朝国家にとつて重要な祭享を守令が担当しない実状を批判する。そして礼曹は、今後は守令に直接祭祀を執り行わせるよう徹底させ、やむを得ない場合には教授（従六品）と訓導（従九品）がこれに代わり、さらにその教授・訓導も不可能であれば有職の品官を折び、觀察使に報告したうえで代行するよう要請した。あわせて觀察使には検察・弾劾権を与えるよう請うてている。

このように、世祖代以降には守令の怠業、とりわけ積奠の任務を放棄する守令の問題が王朝政府内で繰り返し取りあげられた。おそらく、こうした守令の実態は郷村社会ではよくみられた光景であつたと思われる。だからこそ、朝鮮八道の長官である觀察使に検察・弾劾権を与えるに至つたのである。

4 積奠の運営とその実態

では、觀察使の教授に対する検察・弾劾権とは、具体的にいかなるものであったのだろうか。次にその事例として、郷校の教授が職務遂行に際して私的な利益を貪ったために罪を問われた事件を取りあげよう。舞台となつたのは清州郷校（忠清北道

清州市)である。『新增東國輿地勝覽』には、

郷校〔在州東一里、正統甲子(世宗二六年、筆者註)春、我世宗幸椒水、賜書籍〕(同書卷一五、忠清道清州牧、学校条)

とあり、世宗二六年(一四四四)に国王より大全經書のほか通鑑訓義・性理群書・近思錄・通鑑綱目・柳文・通鑑節要・集成小学・絲綸集各一件を賜つたことが実録記事に残る⁽¹⁰⁾。通常、新設の郷校には教育上必要と認められる書籍が下賜されたが⁽¹¹⁾、清州郷校の場合には行幸という特別な事情から賜つたのであろう。この郷校で私罪を問われたのが清州教授である。

司憲府、拠忠清道觀察使啓本啓、清州教授朴榮孫、积奠陳設白布三十尺・草茵十葉・草席八葉、祭後自家輸送罪、蒸米二十斗分與金興道・林衆何罪、以奴子稟余米辦酒食、求索板子於民間罪、徵丘史麻六束、造魚網罪、郷校奴婢所納塩三十斗、自家收用罪、律該從重杖七十、奪告身二等錄案、私用物色還官、校生高繼興・吳順孫告訴師長罪、順孫為首決杖一百・徒三年、繼興以隨從杖九十・徒二年半、並黜鄉、事在赦前、然各人所犯深重、不可全釈、請順孫・繼興永停挙、遠方付処、榮孫收告身錄贓案、永不叙用、命榮孫罷職、順孫・繼興永停挙、(『成宗實錄』卷六七、七年五月庚戌〔八日〕条)

百官の糾察を掌る司憲府が忠清道觀察使の啓本をもとに、清州教授と校生の処罰に対する最終判決を国王成宗に仰いだ記録である。司憲府は清州教授朴榮孫に対しては告身(職牒)を奪つたうえ、姓名と罪状を贓案(贓汚人錄案)に記録して今後は官職への任命を行わないこと(永不叙用)を、また校生の高繼興・吳順孫には科挙の受験資格を永久に与えないことを要請する。校生二人の罪状は直接的には积奠に関わるものではない。しかし、清州教授の場合、祭神に供える白布三〇尺のほか藁製の敷物類を积奠終了後に私第に持ち帰つた罪が問われている。本来、积奠の儀礼はこの幣帛を祭文とともに土中に埋めて終了する⁽¹²⁾。清州教授の行為は积奠の遂行と管理に関わる問題であり、郷校の奴婢が納めた塩三〇斗を私第に収用したことなど余罪も多い。『大明律』に照らせば杖七〇の罪に相当し、よつて告身二等を奪い⁽¹³⁾、私第に収用した物品は官に還納させるべきであるという。「永不叙用」とあるから、司憲府の清州教授に対する処分は厳しい。これをうけた成宗は最終判決として罷免を命じた。

朴榮孫は罷免という一種の懲戒処分をうけたのちも不遇であった⁽¹⁴⁾。というのも、成宗一〇年五月に朴榮孫は利川教授を更迭された⁽¹⁵⁾。清州教授在任時に犯した罪の多くは程度の低い浅はかな行為である、と司諫院正言柳仁濠に彈劾されたためである。さらに成宗一六年九月にも司諫院獻納李承健(一四五二~一五〇二)が星州教授に叙用された朴榮孫の更迭を請い、その数日後に大司諫(司諫院の長官)の韓壘(一四一八~九二二)と司憲府掌令の李誼もまた星州教授の罷免を訴えて成宗の裁可を得た⁽¹⁶⁾。理由は同じく朴榮孫が清州教授在任時に貪つた不正行為である。この星州教授の罷免を最後に、朴榮孫は実録記事から姿を消す。すでに世宗代より京外の教授は社会的に閑職と軽視される風潮があり、成宗代には中央の成均館から地方の郷校に至るまで教授としての資質と実力をともなわない者が多く叙用されている。清州教授の事件とその後の任免も、朝鮮初期の郷村社会における郷校と教授官の実

状を物語る事例といえよう。

この事件を地方祭礼制の側面からいま少し掘り下げてみよう。

周知のように、教授官は都護府以上の邑に、郡以下の邑には訓導官が派遣されており、教授・訓導は守令を補佐する立場にあった。では、教授・訓導は具体的にどのように守令を補佐したのであるか。各邑の积奠の場合、祭祀に携わる献官の規定は次のようにある。

V州県积奠、初獻官「守令」、亞獻官、終獻官、東西從享分獻官各一、東西廡分獻官各一〔原則無〕、祝、掌饌者、執尊者〔每尊所各一〕、執事者〔隨位酌定〕、贊者、謁者、贊引四〔县一〇〕亞終獻官・分獻官、以佐貳官・教授・訓導及本邑閑散文官差、祝以下諸執事、皆以學生充〕（『國朝五禮序例』卷一、吉礼、齊官條）

『國朝五禮序例』によれば、原則として守令が积奠の初獻官を担当し、亞獻官・終獻官、ならびに從祀者に祭酒を捧げる分獻官を担当するのは佐貳官（各官司の次官）・教授・訓導および当該邑に居住する閑散の文官である。祭文を読みあげる祝以下の祭官は学生（校生）が担当する。これ以前の『世宗實錄』五礼の規定では、守令が初獻官を担当すると明記していたが、教授・訓導に関する具体的な記述はなかった。⁽¹⁷⁾ところが、『國朝五禮儀』の段階ではより詳細で体系的な献官規定が盛り込まれ、各邑の教授の役割も明確となつた。つまり、教授・訓導もまた献官の一員として积奠の主宰者である守令を補佐する立場にあり、朴栄孫は清州教授の職にありながら、积奠終了後に祭品を持ち帰った罪を問われたのである。清州の場合、牧使・判官・教授各一名が中央から

派遣されたから、史料Vの規定にしたがえば、毎年春秋の积奠では清州牧使が初獻官を、次官の判官が亞獻官を、そして教授が終獻官を担当する。さきの史料Uにみたように、守令に対して积奠の実施を徹底させ、やむを得ない場合には教授・訓導に代行されることを決定したばかりであつたから、积奠と郷校の運営に携わる清州教授の不正はのちに利川・星州に転じても弾劾の対象となり、ついに現職に復帰することはなかつたのである。

このように、各邑では积奠をはじめとして守令が初獻官として祭祀儀礼を主宰することが多い。そのうえ、王都漢城には社稷壇・文廟・厲壇が設置されており、これらの王都での祭祀を頂点として邑ごとに社稷・文廟・厲祭を制度化している。⁽¹⁸⁾そのため、『國朝五禮儀』の規定にしたがえば、守令は仲春・仲秋（陰曆二・八月）の最初の戊の日に当該邑の社稷壇へ、同じく仲春・仲秋の最初の丁の日には文廟へ詣でて定例の祭祀を執り行い、そして春三月の清明節と秋七月一五日・冬一〇月初一日には厲壇へと向かわなければならない。それだけではない。こうした定期的な祭祀儀礼のほかに、蝗害が発生すればその駆除のために酺祭を、長雨がつづけば晴天を祈願する禁祭を実施するのもやはり守令の任務である。⁽¹⁹⁾加えて、各地に点在する名だたる岳海瀆と歴代始祖を祀る場合、『國朝五禮序例』には「獻官〔觀察使、若祭所非一、分遣守令〕」⁽²⁰⁾とあって原則的には觀察使が献官となつてこれらの祭祀を主宰するが、祭所の数が多い地方であればその邑の守令を代理として派遣する。

守令の献官としての任務は過重である。これを裏打ちするかのように、成宗一六年正月より施行された『經國大典』は觀察使の

守令に対する勤務評定を次のように明記する。

W 凡祭祀、守令或不躬行、器皿或用陋汚、奠物或用残余者、鄉校間閣不修葺、教官供饋不用心者、觀察使檢覈、以憑殿最、

(同書、卷三、礼典、雜令条)

この条文は、觀察使が地方の祭祀管理者としての守令に対する勤務評定を行うことを義務づけたものである。その基準は、守令が祭祀をみずから担当しなかった場合、粗末な祭器・祭供品を使用した場合、郷校の各種施設を修理しなかった場合、そして教官の供應に意を尽くさなかった場合、の五項目である。郷校はすべての邑に設置され、守令は郷校の文廟で积奠を主宰したから、右の条文は朝鮮八道の积奠の実施にあまねく適用されることになる。しかし、『経国大典』の施行前後には觀察使や守令が郷校の実態を検察しなかつた実例が実録記事に散見する。『経国大典』施行以前の状況に限つてみても、たとえば成宗元年正月には守令・教官の怠慢によって郷校の管理・運営が円滑でないことが朝議にのぼる。⁽¹⁵⁾さらに同年二月には守令・教官ばかりでなく、觀察使に対する監督権の強化も問題となつた。礼曹による郷校の現状報告を次にみてみよう。

礼曹啓、諸邑儒生数少、学舎頽廢、師生或有僑寓私第、觀察使不致察、有違國家興學之意、儒生依旧、勿令定額、学舎頽廢処、觀察使巡審、役人吏・日守、無弊繕修、從之、(『成宗實録』卷三、元年二月庚午〔二一日〕条)

郷校の儒生は少なく学舎も頽廢しているため、教官・儒生は私第に仮住まいするうえ、觀察使もその検察をおろそかにしているという。そこで礼曹は、学舎の頽廢については觀察使に郷校の巡

審を徹底させ、人吏(衛前)・日守(官隸)に役事を命じて修理するよう請うた。すでに検討済みではあるが、のち成宗五年八月には教授・訓導に対する検察・弾劾権を觀察使に与えることが決定する(史料U)。

成宗初年のみならず、『経国大典』の施行直前にも积奠の実施状況をはじめとして、郷校の運営上の問題点が指摘されている。

X 御夕講、講前漢書、至公孫弘上書、風化由内而及外、陛下建郡縣鄉校、則守令慢不之察、學舎頽敝、儒士無教、而士習日壞、且积菜之時、犧牲・蔬果、徒為文具、請降諭諸道、申明之、侍講官金宗直啓曰、臣曾為守令、設鄉射・鄉飲之禮、使孝悌者先之、才芸者次之、不肖者與焉、由是一鄉之人、企而化之、恥而改之、頗有小補於風化、以此觀之、若积菜・鄉飲・鄉射之礼、亦不可廢也、上曰、此皆諸道監司之責也、當申明之、○下書于諸道觀察使曰、學校風化之源、所係至重、近年以來、視為余事、不甚致慮、漸至陵夷、至為未便、興學之方、曲盡措置、(『成宗實録』卷一五七、一四年八月丙子〔一六日〕

条)

夕刻に開かれた経筵の席で、検討官宋軼(一四五四~一五一〇)と侍講官金宗直(一四三一~九二)が「积菜」つまり积奠を取りあげている。宋軼の啓によれば、王都の成均館と四学はその風教を維持してはいるが、地方の郷校では学舎は頽廢し、教官も教育に熱心ではないという。そのうえ、春秋の积奠では祭神に供える犠牲・蔬果も形式的になりがちであることから、宋軼は各道の

実態を明らかにするよう要請した。⁽²⁴⁾つづいて、嶺南出身の性理学派（士林派）の中、心人物である金宗直は、みずから守令の経験をもとに上啓した。これ以前、金宗直は咸陽郡守在任中の治世を高く評価され、成宗はその論賞として三品職を叙授し、承文院参校兼知製教に任命している。⁽²⁵⁾まもなく金宗直は帰養を許されて善山都護府使を命じられ、毎月朔望にまず先聖に拝謁し、ついで郷飲酒儀を行い、春秋には養老儀を実施して善山の教化につとめた。⁽²⁶⁾その金宗直が教化政策上、积奠と郷射・郷飲酒の儀礼はすこぶる重要であると強調するのである。积奠はいうまでもなく、郷射儀と郷飲酒儀も『国朝五礼儀』の軍礼と嘉礼にそれぞれ明文化されており、⁽²⁷⁾礼制上（あるいは理念上）、この時点ではすべての邑で実施することになっていた。にもかかわらず、金宗直の発言に「积菜・郷飲・郷射の礼の若きは、亦た廢すべからざるなり」とあるのは、牧民官としての豊かな経験に裏打ちされた自負心もあるが、同時に当該時期の郷村社会における文廟儀礼の軽視、もしくは衰退の実状を示すものであろう。これをうけて成宗は「此れ皆な諸道監司の責なり。當に之を申明すべし」とことたえ、各道の觀察使の責任を追及する。そして当日、郷校衰退の事態を重くみた成宗は、諸道の觀察使に興学の方途をつまびらかに処置するよう、すぐさま命を下した。⁽²⁸⁾

さきの『經國大典』礼典の雜令条（史料W）は、成宗代はじめ

のこれら一連の決定事項を集成・明文化したものとみてよいだろう。王朝政府は地方祭祀の運営・管理を守令に一任し、さらにこれを觀察使に監督させた。地方行政体制はもちろん、祭祀体系の面でも地方の統制をはかるべく、王権を頂点とする中央集権的統

治体制を整備したのである。ところが、地方の郷村の実状は、必ずしも王朝政府の思惑どおりに運んでいなかつた。朝鮮初期の基本法典である『經國大典』の規定は、はからずも制度（理念）と実態の乖離を露呈した結果となつた。基本礼典の『國朝五禮儀』の規定も、これはあくまでも王朝政府が各種祭礼の指針として定めた制度である。それゆえ、成宗一二年には文廟の祭器が『國朝五禮儀』の規定とあわないことから、礼曹が祭器の改鑄を要請した記録もみえる。⁽²⁹⁾実態が制度に追いついてはいなかつたことを露呈する事例である。さらに成宗一四年になると、成宗自身が発議者となつて『國朝五禮儀』の改訂が取り沙汰される。⁽³⁰⁾朝鮮政府は中国歴代の諸般の制度を摂取したものの、慣習・風俗の相違から制度と実態に齟齬をきたすようになり、制度そのものの見直しがはかられたのであつた。

むすび

以上、朝鮮初期における积奠の運営とその実態を、王朝政府による制度化と郷村の対処を軸として考察してきた。とくに目配りしたのは、积奠の制度化をめぐる対明交渉と、王朝政府による地方統治政策、そしてその理念と実態である。以下、これまでの考察の結果を要約することで結論に代えたい。

高麗後期に朱子性理学が受容され、高麗政府は王都開城の成均館を頂点に地方の郷校においても孔子を祀る文廟儀礼を導入した。地方の积奠の実態については史料の制約もあって定かでないが、伝存する郷校記から推して、高麗のすべての邑単位で『高麗史』

礼志の規定に則った积奠を実施していたとは即断できない。教育機能がまずは優先され、祭礼機能を果たす東西両廡の設置は遅れがちであった。朝鮮王朝開創直後には礼曹が祀典の策定・制度化の指針をまず示し、教育制度の整備と相俟つて积奠の制度化が進む。地方の郷校でも文廟の設置を急いだ事例が散見するものの、学校教育施設としての明倫堂の再興がやはり第一義であった。

朝鮮政府は积奠のモデルをまずは明の現行制度に求めた。権近門下の礼学者許稠が曲阜での見聞をもとに积奠儀の改正を要請したからにほかならない。太宗は明へたびたび使節を派遣し、积奠の儀註をはじめ祭服・楽器の下賜を皇帝に請う。しかし、明が冊封体制下の侯国に向けて制定した积奠儀はない。樂器は洪武帝の先例にならって永楽帝より下賜されたが、「儀は本俗に従う」とを許された。积奠の本格的な制度整備はここに始まる。

太宗代における礼制改革はその一三年四月にほぼ方向づけられたとみてよい。礼曹の上啓により、かつて高麗の『詳定古今礼』では小祀に定められていた邑の积奠は宋の制度に準じて中祀に昇格し、王都の成均館で実施する积奠と同格の扱いとなつた。ただし、「儀は本俗に従う」とはいえ、礼曹は中国歴代の古制という宝庫を最大限に活用して祀典の改革を行つた。そして翌年七月には「州県积奠儀」が颁布・施行され、ここに各邑に対する积奠儀の徹底がはかられた。同時に朝鮮国土による視学酌獻儀と王世子・有司による积奠儀が制定され、太宗代後半には国王を頂点とする孔子崇拜儀礼が体系化されたとみてよい。そして、この一連の動きは太宗代における郡県制的一大改革と連動していたと考えられる。当時は、少なくとも上級行政区画の界首官レヴェルでは积奠

が実施されており、积奠儀の徹底の最終段階とみられるのが済州における积奠儀の制定である。その後に済州郷校では守令を補佐する教授官の増員・派遣も決定する。

つづく世宗代の場合、王都の积奠の施行細則が次々に決定した反面、地方の积奠に関する記録はきわめて限られる。しかし、全羅道の昌平県令が积奠後に養老儀を実施するよう要請した記録からみて、世宗初年にはすでに下部行政区画の県レヴェルでも积奠を実施するところがあつたと考えられる。全羅道の場合、全州では太宗代に許稠の協力を得て「积奠儀式」を翻刻しており、积奠をはじめとする儒教儀礼がはやくから重んじられた地域であつたとみてよいだろう。王都と地方の文廟の格差については世宗代の地理志にも記載はあるが、構造上の差異に関してはむしろ「国朝五礼儀」の規定から明らかとなる。王都と地方ではまず大成殿の規模が異なり、「国朝五礼儀」の規定に反して大成殿の東西に両廡を設けない州府郡もあつた。また、王都の成均館では木製の神牌を祀るのに対して、開城や平壤のように高麗の遺制を踏襲して孔子像を据えたところもある。ただし、来朝した明使がこれをとがめることはなく、积奠の制度化とその運営については「儀は本俗に従う」ことを許された事例として注目に値する。

世祖代になると、积奠を実施しない守令が批判にさらされる。犠牲・祭器の代用どころか积奠それ自体の代行さえ目立つようになり、その結果、成宗代に王朝政府は觀察使の守令に対する監督権を強化するに至る。しかし、郷村社会の現状はといえば、教官の資質の低下にともない、郷校の衰退は明らかであった。不正により解任された忠清道の清州教授が、その後一度三度と別の邑の

教官として復職した事例があり、地方に派遣される教授の資質と能力には疑問が多い。教授職を忌避する社会的風潮を露呈した事例ともいえる。守令の怠業については別の要因が考えられる。地方で実施する秧奠の場合、その主宰者は守令であつて、以下、佐貳官・教授・訓導がこの文廟儀礼を補佐する。しかし、守令が主宰するのは春秋二回の秧奠にとどまらず、春秋二回の社稷祭に加え、清明節と秋冬二回の厲祭を主宰しなければならない。しかもこれらは守令に課せられた最低限の定期的な祭祀儀礼である。臨時の祭祀として蝗を駆除する酺祭もあれば、晴天を祈願する祭祭もあり、祭祀主宰者としての守令の任務は過重であった。『経国大典』に明記された守令に対する監督権強化の条文は、当時の郷村社会の実状を映す鏡であつたのではなかろうか。

王朝政府は地方祭祀の運営・管理を守令に一任し、さらにこれを觀察使に監督されることによって王権を頂点とする中央集権的統治体制を整備した。王朝政府が秧奠に代表される広域の祭礼組織とその主宰者を地方行政機構のなかに取り込むことによって地方の統制をはかつていたことは疑いない。ただし、これはあくまで統治者側からみた、あるべき理念である。たしかに『国朝五礼儀』と『経国大典』の規定は王朝政府の政策理念を示すものではあるが、実態が必ずしも理念どおりであつたわけではない。秧奠を通してみた場合、むしろ朝鮮初期の基本礼典と法典は理念と実態の乖離、つまり王朝政府の理念と郷村社会の実態がかけ離れていたことを示すものではないかと考えられる。王朝政府は郷村社会を統制すべく、儒教社会としてのあるべき姿を『国朝五礼儀』と『経国大典』に投影したのである。

註

〔付記〕本稿は、一九九八・九九年度科学的研究費補助金（奨励研究A、研究課題「李朝初期の在地社会からみた国家祭祀運用体系」、課題番号一〇七一〇一七五）による成果の一部である。

(1) 桑野栄治「李朝初期の祀典を通してみた檀君祭祀」（『朝鮮学報』第一三五輯、朝鮮学会、一九九〇年四月）、同「檀君祭祀儀礼の分析」（『年報朝鮮学』創刊号、九州大学朝鮮学研究会、一九九〇年一二月）、同「李朝初期における高麗王氏祭祀」（『年報朝鮮学』第二号、一九九二年三月）、同「李朝初期における国家祭祀－『国朝五礼儀』吉礼の特性」（『史淵』第一三〇輯、九州大学文学部、一九九三年三月）、同「高麗から李朝初期における円丘壇祭祀の受容と変容－祈雨祭としての機能を中心に」（『朝鮮学報』第一六一輯、一九九六年一〇月）。

(2) 通行本に李離和解題『国朝五礼儀』（景文社、서울、一九七九年三月影印）があるが、本稿では「嘉靖三十一年」（明宗七年、一五五二）の内賜記を有する名古屋市蓬左文庫本『国朝五礼儀』八巻八冊（請求番号は一六七一四）を併用した。また、とくに断らない限り、儀註（祭礼の式次第）を収録した『国朝五礼儀』八巻と、祭礼の施行細則を収録した『国朝五礼序例』五巻をあわせて『国朝五礼儀』

と総称する。

(3) 丁淳佑・池斗煥他編『朝鮮時代儀礼資料集成』全五冊（韓国精神文化研究院、城南、一九九七年七月）。

(4) 朝鮮初期の国家祭祀研究の一定の水準を示すものとして、
五礼研究の嚆矢となつた李範稷『韓國中世礼思想研究
－五礼를 中心으로』（一潮閣、서울、一九九一年九月）、

五礼のうち吉礼の専論である金海榮『朝鮮初期 祀典에 관
한 研究』（韓国精神文化研究院博士学位論文、城南、
一九九三年一二月）がある。この二書については、桑野栄
治「書評／李範稷著『韓國中世礼思想研究－五礼を中心
に』（『年報朝鮮學』第三号、一九九三年三月）、同「書評
／金海榮著『朝鮮初期の祀典に関する研究』」（『朝鮮學報』
第一六九輯、一九九八年一〇月）、参照。

(5) 井上和枝「朝鮮李朝時代郷村社会史研究の現状と課題」
〔『歴史評論』第五〇〇号、一九九一年一二月〕。

(6) たとえば尹熙勉は、王朝政府と在地士族が朝鮮後期社会の

経済的变化と社会身分制の变化に対処するために礼俗を強

調し、郷校では先賢祭祀を強化することによって下層民に
対する教化を強調した、とみる。尹熙勉『朝鮮後期郷校研
究』（一潮閣、서울、一九九〇年三月）「第4章 郷校와
兩班儒生의 郷村活動」二〇一～二〇二頁。

(7) 朝鮮が受容した朱子性理学の性格については論者によつて
異なるが、新王朝の創建を支えるための実践的・功利的側
面に重点を置いた受容であった、と捉える点では一致する。
富鳴博史「朝鮮社会と儒教－朝鮮儒教思想史の一解釈」

(8) 桑野栄治「李朝初期における奉常寺の成立とその機能」
〔『下関市立大学論集』第三九卷第二・三合併号、一九九六年
一月〕。

(9) 古くは善生永助『朝鮮の聚落 前篇（調査資料第四一輯
生活状態調査其八）』（朝鮮總督府、京城、一九三五年三月）
「第五章第一節 儒教文化と同族部落」、村山智順『糸奠・
祈雨・安宅（調査資料第四五輯 朝鮮の郷土神祀第二部）』
（朝鮮總督府、京城、一九三八年三月）「第一編第一章 文
廟祭」などの報告はあるが、植民地期当時の現況調査に比
重を置く。また、서울特別市史編纂委員会編『서울特別市
史（古蹟篇）』（同委員会、서울、一九六三年一二月）「第
一部第二章第三節II・文廟」、同委員会編『서울六百年史
（文化史蹟篇）』（서울特別市、서울、一九八七年四月）「第
二章第六節 文廟」がともに沿革・建築年代および建築様
式を叙述するが、概説の域を出ない。

本格的な研究としては池斗煥『朝鮮前期 儀礼研究－性
理学 正統論을 中心으로』（서울大学校出版部、서울、
一九九四年七月）「第3章第1節 文廟儀礼의 整備」（原
載は「朝鮮前期 文廟儀礼의 整備過程」『韓國史研究』75、
서울、一九九一年一二月）、および「第3章第2節 文廟
從祀 論議」（原載は「朝鮮前期 文廟從祀 論議－鄭夢周・
權近을 중심으로」『釜大史學』第九輯、釜山、一九八五年
六月）がある。池斗煥は朱子性理学の定着過程との関連か
ら文廟儀礼の変遷を論じたが、朝鮮初期の対明交渉と郷村

社会の実態を視野に入れたものではなく、『国朝五礼儀』の活用もみられない（一三七〇一四九頁、一六八〇一七三頁）。地方の积奠の制度化については、李範稷、前掲書「第1章III・『高麗史』礼志「吉礼」の分析 1.「吉礼」（原載は「『高麗史』礼志「吉礼」の分析」）に言及がある。『高麗史学論叢』知識産業社、서울、一九八三年八月）、および「第2章III・世宗朝『五礼』の分析」に言及があるものの、整備過程の整理作業にとどまる（九六〇九七頁、三一八〇三一九頁）。一方、金海棠、前掲書「제2장 祀典의 改編推移와 整備過程」は「州縣祭」のひとつとして积奠を取りあげるが、李範稷による整理を越えるものとはいがたい（一四七〇一四九頁）。最近では、李範稷・金鎔坤「성리학의 보급」（『한국사 26 (조선 초기의 문화 I)』国史編纂委員会、果川、一九九五年一二月）が一節を設けて文廟制度の整備を述べるが、分担執筆者（金鎔坤）の主たる関心は文廟從祀論にある（三九〇五一頁）。また、金泰永「국가제사」（前掲『한국사 26』、所収）が宗廟と社稷、自然神、文廟、歴代始祖の四節を掲げて整理したが、文廟の記述はその多くを前掲の池斗煥論文に依拠する（二二三三〇二三六頁）。

(10) 『高麗史』卷六二、礼志四、吉礼中祀、文宣王廟条。ただし、この儀註には「文昌侯崔致遠・弘儒侯薛聰、並南壁」とあるが、忠肅王六年（一三一九）に東廡第二位に從祀される安珦（一二四三〇一三〇六）については規定がない。

この点は、閔丙河『韓國中世教育制度史研究』（成均館大學校出版部、서울、一九九二年二月）「第2章2・国子監의 設置」五二〇五五頁。

(11) 池斗煥、前掲書「第3章第1節 文廟儀礼의 整備」一三八〇一三九頁。

(12) 『高麗史』卷三二、世家三二、忠烈王三〇年五月己卯（一八日）条、同書卷一〇五、列伝一八、安珦伝。『高麗史節要』卷二二、忠烈王三〇年五月条。

(13) 江南地方からは書籍を購入したほか、のち朝鮮に農業技術の発達をうながす江南農法を導入した。李泰鎮『朝鮮儒教社会史論』（知識産業社、서울、一九八九年三月）「제4장 一五·六세기 新儒學 정착의 社會經濟的 배경」（原載は『奎章閣』5、서울、一九八一年一二月）七五頁。

(14) 『高麗史』卷三四、世家三四、忠肅王元年六月庚寅（八日）条。

(15) 『高麗史』卷六三、礼志五、吉礼小祀、諸州県文宣王廟条。なお、献官とは広義の概念としては祭儀に従事するすべての人々を指すが、狭義には神主に祭酒を捧げる初献官・亞献官・終献官の三献官を指称する（李範稷、前掲書「第1章III・『高麗史』礼志「吉礼」の分析」九二頁）。

(16) 『東文選』（学習院大学東洋文化研究所、一九七〇年七月影印。底本は蓬左文庫本）卷七一、記、寧海府新作小学記。『稼亭集』（『影印標点 韓國文集叢刊』3、民族文化推進会、서울、一九九一年四月、所収）卷五、記、寧海府新作小学記。高麗末期の郷校の施設とその運営については、渡

部学『近世朝鮮教育史研究』（雄山閣、一九六九年三月）
「第三章 書堂の展開過程」一四一～一四五頁、朴贊洙
「高麗時代의 鄉校」（『韓國史研究』42、서울、一九八三年
九月）六〇～六三頁。

(17) 『陽村集』は『韓國文集叢刊』7にも収録されるが、本稿
では初刊本を底本に影印した朝鮮史編修会編『陽村集（朝
鮮史料叢刊第一三）』（朝鮮總督府、京城、一九三七年三月）
より引用した。また、『新增東國輿地勝覽』（中宗二六年、
一五三二）卷一四、忠清道堤川県、学校条、鄉校の項にも
「權近記」として史料Aとほぼ同文の鄉校記を収録するが、
末尾の「洪武二十四年蒼龍辛未冬十有二月壬戌」を欠く。
なお、朴贊洙、前掲「高麗時代의 鄉校」も「提州鄉校記」
に注目したが、己巳・辛未の干支を朝鮮太祖年間のことと
誤つて註釈し、『高麗史』礼志および『國朝五礼儀』の規
定との関連には触れない（五四・六二頁）。

(18) 史料Aの前略部分は以下のとおり。

提州在楊広、地最僻、民風最朴略、官為監務、秩亦甚卑、
鄉學廃已久、洪武戊辰（昌王元年〔一三八八〕、筆者註）、
陞諸州、縣令・監務、皆以參上官為之、且有興學令、
高麗末期の堤州は楊広道（のちの忠清道）のなかでも僻
地にあり、小邑の堤州に派遣された監務の地位と鄉校の荒
廢よりも容易に推し量ることができよう。

(19) 『太祖実錄』卷一、元年八月丁巳（八日）条。

(20) 『太祖実錄』卷一、元年七月丁未（二八日）条。

(21) 『太宗実錄』卷一六、八年九月庚申（一五日）条、閔霽卒

(22) 『太祖實錄』卷一、元年八月庚申（一一日）条。この上書
は朝鮮初期の国家祭祀を論じる際には必ず引用された。た
とえば、金泰永「朝鮮初期 祀典의 成立에 対하여 – 国
家意識의 變遷을 中心으로」（『歴史学報』第五八輯、서울、
一九七三年六月）一一一頁、韓浩勵「朝鮮時代思想史研究
論攷」（一潮閣、서울、一九九六年九月）「第1章 儒教理
念의 實踐과 信仰·宗教」（原載は「朝鮮王朝初期에 있어
서의 儒教理念의 實踐과 信仰·宗教 – 祀祭問題를 中心
으로」『韓國史論』3、서울 大學校韓國史学会、서울、一
九七六年八月）三～四頁、平木實「朝鮮における天神（祭
天）信仰について」（同『朝鮮社會文化史研究』国書刊行
会、一九八七年一一月、所収。原載は『天理大學學報』第
一五一輯、一九八六年三月）四二五頁。

(23) 祭天儀礼である円丘壇祭祀はその是非をめぐる論議の末に
廃止されるが、祈雨祭としての機能は雩祀を新設すること
によつて継承された。桑野栄治、前掲「高麗から李朝初期
における円丘壇祭祀の受容と変容」、参照。

(24) 檜君祭祀はのち、古朝鮮の箕子、三国時代の始祖である東
明王・温祚王・朴赫居世、そして高麗太祖王建の祭祀とと
もに歴代始祖祭祀として整備され、これらの朝鮮歴代の始
祖神はそれぞれの由来の地に祀られた。桑野栄治、前掲
「李朝初期の祀典を通してみた檀君祭祀」、同「李朝初期に

おける高麗王氏祭祀」、参照。

(25) 濱島敦俊「明初城隍考」(『榎博士頌寿記念東洋史論叢』汲古書院、一九八八年一一月)三四八～三五六頁。小島毅

『中国近世における礼の言説』(東京大学出版会、一九九六年六月)「六章 洪武改制と明代の地方志」一〇八～二二二頁。

(26) 朝鮮初期の城隍祭の整備過程は、**박호원**「朝鮮城隍祭의 祀典化와 民俗化」(韓国宗教史研究会編『성황당과 성황제』—淳昌城隍大神事跡記研究)民俗苑、서울、一九九八年一二月)一四九～一六六頁に詳しい。徐永大教授(韓國・仁荷大学校)より資料の提供をうけた。

(27) 『東文選』卷七八、記、延安府郷校記も史料Bとほぼ同文である。また、『新增東国輿地勝覽』卷四三、黃海道延安

都護府、学校条、郷校の項にも「權近記」として史料Bに相当する郷校記を収録するが、李晟の治績に関しては「越三年甲戌春、鄭中訓易為宰、偕相旧基、經始其役、李通政晟代至、繼而終之」と記すのみである。なお、史料Bの前半部は郷校の成立過程を論じた先行研究にしばしば引用された(たとえば渡部学、前掲書「第三章 書堂の展開過程」一四一～一四二頁)が、筆者の関心は後半部の积奠関連の記述にある。

(28) 韓沽勅、前掲書「第1章 儒教理念의 實踐과 信仰·宗教」一八頁。

(29) 朝鮮建国草創期の奉常寺は宗廟以下の祭祀全般を掌り、記功・贈謚・教楽に関する任務も兼ねた。桑野栄治、前掲

「李朝初期における奉常寺の成立とその機能」二一六頁。

(30) 『太祖実錄』卷八、四年一〇月乙卯(二五日)条、同書卷八、四年一二月丙申(七日)条。

(31) 新都漢城の選定と建設の大要是、吉田光男「漢城の都市空間—近世ソウル論序説」(『朝鮮史研究会論文集』第三〇集、朝鮮史研究会、一九九二年一〇月)九三～九七頁。

(32) 『太宗実錄』卷二〇、一〇年九月癸巳(二九日)条。『春亭集』(『韓国文集叢刊』8、所収)卷一二、碑誌、有明朝鮮国学新廟碑銘并序。『新增東国輿地勝覽』卷一、京都上、壇廟、文廟、卞季良碑銘。これ以後の成均館文廟の焼失(定宗二年)、再建(太宗七年)、増築の経過については、閔丙河、前掲書「第4章3. 朝鮮의 古典大学과 그 教科課程」一四七～一四九頁、参照。

(33) 朝鮮初期の場合、「积菜」の用例としてはこの『太祖実錄』七年九月丁亥条以外に四件の実錄記事が確認できる(『世祖実錄』卷三六、一年八月庚辰(五日)条、『成宗実錄』卷八三、八年八月戊戌(四日)条、同書卷一五七、一四年八月丙子(十六日)条(後掲史料X)、同書卷二六八、二三年八月己未(二一日)条)が、いずれも积奠と同義に用いている。中国古代では「积菜」は积奠の略式礼であるが、唐代になると本来の意義は失われて「积菜」は积奠の雅語として使用された(弥永貞三「古代の积奠について」坂本太郎博士古稀記念会編『続日本古代史論集』下巻、吉川弘文館、一九七二年七月、三八五～三八六頁)。日本の場合、多久聖廟の积菜はともかく、积奠が復興した江戸初

期においても両者をそれほど厳密に区別してはいない（須

藤敏夫「江戸幕府积奠の成立」『国学院雑誌』第六七卷第一〇号、一九六六年一〇月、七三頁）。朝鮮初期にわずかにみえる「积菜」の用例も积奠の雅語とみて差し支えなかろう。

(34) ただし、「其の廟学の隘陋にして頽腐するを觀るに、泫然として涕を出し、更に之を嘗まんと欲す」とあり、永興郷校はのちに移建して聖廟と学舎も数ヶ月足らずで完成した

(『陽村集』卷一四、記類、永興府学校記。『東文選』卷八〇、記、永興府学校記。『新增東国輿地勝覽』卷四八、咸鏡道永興都護府、学校条、郷校の項)。このうち、『陽村集』および『東文選』所収の郷校記にはその末尾に「永樂癸未（太宗三年、筆者註）秋八月日」とあるから、太宗三年八月の記録である。また、孫公とは太祖七年正月に伊川郡東北面兵馬節制使永興尹に任じられた孫興宗であろう（『太祖実錄』卷一三、七年正月乙卯〔七日〕条)。

(35) 『陽村集』卷一四、記類、利川新置郷校記。『新增東国輿地勝覽』卷八、京畿利川都護府、学校条、郷校の項。いづれもその冒頭に「永樂元年（太宗三年、筆者註）夏、議政府経歴司都事徐君選、以其郷利川新置郷校事始末請曰」とあるが、『陽村集』の末尾にのみ「是年六月晦」とある。したがつて、この郷校記は太宗三年六月末の記録である。なお、李範稷「朝鮮前期 儒学教育と郷校の機能」（『歴史教育』第二〇輯、서울、一九七六年一二月）もこの郷校記に注目したが、氏の関心は郷校の財政基盤にある（二〇）。

二二二頁)。

(36) 『陽村集』卷二二、跋語類、新刊积奠儀式跋。『東文選』卷一〇三、跋、新刊积奠儀式跋。また、『新增東国輿地勝覽』卷一、京都上、壇廟条、文廟の項にも「權近新刊积奠儀式跋」を収録する。

(37) 後掲史料Dとして掲げる积奠儀の詳定と許稠との関わり、そして次にみる許稠の卒伝から判断すれば、かつて成均館に在職して积奠儀を講究した「判官許君」とは許稠である。(前略)丁丑（太祖六年、筆者註）、拝成均典簿、時國家草創、未遑积奠先聖、頗違古制、稠独概念、乃白兼

大司成權近、求得积奠儀式、講明改正、庚辰、拝司憲雜端、左遷完山判官、後吏曹正郎闕、太宗難其人、親閲班簿、覽稠名曰、得人矣、遂以稠為之、(後略)
（『世宗実錄』卷八七、二一年一二月壬寅〔二八日〕条、許稠卒伝)

また、許稠が完山（全州）判官に左遷されたのが太宗元年正月、吏曹正郎に任じられたのが太宗二年七月である（『太宗実錄』卷一、元年正月乙酉〔二五日〕条、同書卷四、二年七月己酉〔二八日〕条）から、「积奠儀式」の刊行時期もこのあいだとみてよいだろう。

(38) 史料Cの前略部分には次のようにある。

古者积奠于学、其礼極簡、其詳不伝也、自唐有開元礼、宋有政和新儀、然亦廢墜、多莫之行、紫陽朱文公、每嘆於此、屢請舉行、且有志於改正其節次、而卒莫之就、寧國府学所刊儀式、乃先儒孟君之縉、取紫陽积奠儀。

湖学冕服図粹為一編、而祝奠須知・滄州舍菜儀并載于後、其神位向背、器服制度、與夫登降酌献之儀、無不備載、獨所謂紫陽儀者、亦因開元之旧、文公嘗欲改正而未就者也、

これによると、寧國（安徽省宣城）の府学で刊行された儀文とは、孟之縉が朱子の祝奠儀と湖学冕服図をあつめて一編となし、これに祝奠須知・滄州精舍祝菜儀をあわせたという。「祝奠儀式」の書名は、千惠鳳解題『攷事撮要』（韓国図書館学研究会、서울、一九七四年八月影印。底本は韓国国立中央図書館蔵、宣祖一八年〔一五八五〕刊本）八道程途「別号冊板并附」、全羅道、六日程、全州条にみえており、この書が朝鮮前期に全州で開刊されたことは疑いない。

(39) 正使は王世子の讓寧大君であつた。『太宗実録』卷一四、

七年九月乙亥（二五日）条。

(40) 明初の祝奠については、濱島敦俊「孔子崇拜儀礼（祝奠）について」（『思想』通巻七九二号、一九九〇年六月）七六（八三頁）、小島毅「嘉靖の礼制改革について」（『東洋文化研究所紀要』第一二七冊、一九九二年二月）三九九（四〇七頁）。また、浅野裕一『孔子神話——宗教としての儒教の形成』（岩波書店、一九九七年一月）「第九章 王号の剥奪」二四七—二五一頁。

(41) 『世宗実録』卷一二八、五礼、卷首。李範稷、前掲書「第二章 I. 朝鮮初期의 礼学」（原載は『歴史教育』第四〇輯、서울、一九八六年一二月）一七九—一八〇頁。

(42) 『世宗実録』卷一二八、五礼、卷首。『国朝五礼儀』序

（姜希孟）。『私淑齋集』（李佑成編『栖碧外史海外蒐佚本叢書』3、亞細亞文化社、서울、一九九一年四月影印。底本は蓬左文庫本）卷一一、序、五礼儀序。

(43) 李成茂「鮮初의 成均館研究」（『歴史学報』第三五・三六合輯、서울、一九六七年一二月）二四六頁。

(44) 本来の使行目的は、王世子の冊封を許可されたことに謝意を表明するためであつた（『太宗実録』卷八、五年四月癸酉〔八日〕条）。なお、簡略な叙述にとどまるが、張師勛『世宗朝音樂研究－世宗大王의 音樂精神』（서울大学校出版部、서울、一九八二年九月）「第1章 世宗 初期의 音樂」もこのときの対明交渉に言及した（四八頁）。

(45) 桑野栄治、前掲「李朝初期における奉常寺の成立とその機能」一三—一五頁。

(46) 文書応奉司は外交文書の作成と保管を掌る承文院の前身。

(47) のち、司訳院判事をつとめた李子暎は祭服と薬材の収買のために赴京するが、帰国途中に病死したため、祭服と薬材は同行した崔霖が持ち帰った。『太宗実録』卷二二三、一二年正月癸丑（二八日）条、同書卷二四、一二年八月戊辰（一六日）条、同書卷二四、一二年一〇月甲寅（二日）条。

(48) 『太宗実録』卷一二、六年閏七月丙寅（九日）条。同日の

実録記事によれば、このとき朝鮮に派遣された朴麟・金禧はかつて朝鮮が明に献じた宦官である。

(49) 前間恭作遺稿・末松保和編纂『訓読吏文 一附吏文輯覽』

(国書刊行会、一九七五年一〇月復刻) 卷二、【二五】賜樂器礼部咨(七一页)がこのときの回咨(史料G②)に相当する。その末尾には、「右咨朝鮮国王、永楽四年五月日」とあり、内容も一致する。ただし、史料Gの③は下賜品のリスト(別幅)であろう。

(50) 太宗は明より下賜された楽器を王朝最大級の国家祭祀に相当する宗廟祭ではじめて使用した。『太宗実録』卷一二、六年一〇月乙未(九日)条。

(51) 『太宗実録』卷一三、七年二月己亥(一四日)・三月乙亥(二一日)・五月己未(六日)条。

(52) 池斗煥、前掲書「第3章第1節 文廟儀礼의 整備」一四二頁。金海榮、前掲書「제 1장 2. 鮑初 祀典의 정비 와

『洪武礼制』(原載は「朝鮮初期 国家祭礼儀의 정비 와 『洪武礼制』」『清溪史学』9、城南、一九九二年一二月)五五頁。しかし、礼部の回咨(後掲史料I)とあわせた分析はない。

(53) 『明太宗実録』卷一二三、永樂九年閏一二月庚辰(二四日)条、同書卷一二四、永樂九年正月丙戌(一日)条。

(54) 『定宗実録』卷六、定宗二年(太宗即位年)一二月壬子(二二日)条。

(55) 『太宗実録』の原文は次のとおり。

礼曹啓、新都城隍之神、乞就旧基、立堂以祭、從之、

漢陽府、城隍堂旧基也、又啓、按洪武礼制、府州郡県、皆立社稷壇、以春秋行祭、至于庶民、亦祭里社、乞依

此制、令開城留後司以下各道各官、皆立社稷壇行祭、允之、(『太宗実録』卷一一、六年六月癸亥〔五日〕条)

開城以下すべての邑に社稷壇を設置することにしたのは、王都の社稷制度の拡大実施を意味する。韓治勅、前掲書「第1章 儒教理念의 実践斗 信仰・宗教」一六〇一八頁。

(56) 『太宗実録』卷一八、九年七月丁丑(七日)条。

(57) 『洪武礼制』については、山根幸夫解題『皇明制書』全二冊(古典研究会、一九六六年一月・六七年四月)に収録さ

れる東洋文庫本(二〇巻本)と内閣文庫本(不分巻本)に加え、蓬左文庫本『皇明制書』(一四巻本。請求番号は一三一二〇)を併用した。通行本の『皇明制書』全六冊(成文出版社、台北、一九六九年影印。二〇巻本)の第三冊にも『洪武礼制』を収録しており、金海榮はこれをテキストとして「宗廟や文廟のように比重の大きい国家的な祭祀に関する内容が欠けている」(金海榮、前掲書四三頁)、「文廟に関する規定がない」(同、七三頁)といふ。しかし、内閣文庫本は文廟の祭祀儀式を収録するから、朝鮮には文廟の祭祀儀式を欠いた『洪武礼制』が伝来していた、と理解すべきであろう。

なお、山根幸夫「『皇明制書』解題」(同『明清史籍の研究』研文出版、一九八九年三月、所収。原載は山根幸夫解題、前掲『皇明制書』下巻)では、「仁井田陞博士の『採訪法律資料』に拠れば、仁井田氏が北平を訪れた当時、北

平の東方文化事業総委員会図書部には、朝鮮版の三十巻本皇明制書の端本『大明令』一巻が存在していたという。朝鮮版三十巻本があつたとすれば、当然中国版の三十巻本も存在していた筈である」という（一一頁）。「朝鮮版の三十巻本皇明制書の端本」とは、朴現圭『台灣公藏韓國古書籍聯合書目』（文史哲出版社、台北、一九九一年一月）「七、中央研究院歴史語言研究所善本書目中韓國古書籍」にある「皇明制書二巻／明張鹵編、朝鮮佚名重編。朝鮮後期刊本。一冊」、すなわち『大明令』一巻と『洪武礼制』一巻の残本二巻であろう（一九八頁）。『洪武礼制』の版本系統と朝鮮への伝来経路については後考を俟つほかない。

(58)『洪武礼制』が朝鮮の礼制改革におよぼした影響は大きいが、のち世宗代に礼学研究が進展すると、この礼書に対する批判が次第に高まる。明国内の州府県に適用された礼制を、明国外の侯国たる朝鮮がこれに基づいて制度整備をする必要はない、という論理である。金海榮、前掲書「제1장 2. 鮑初 祀典의 정비와 『洪武礼制』五六〇五九頁。

(59)『太宗実録』卷二三、一二年三月辛亥（一七日）条。

(60)任添年と崔得霏は、永樂帝から鴻臚寺の官職と禄俸を賜つたことに謝恩するため赴京した。『太宗実録』卷二一、一一年四月壬辰（二日）条、同書卷二三、一一年一月庚午（一三日）条。

(61)桑野栄治、前掲「高麗から李朝初期における円丘壇祭祀の受容と変容」一四頁。

(62)順に、『明太祖実録』卷二二一、洪武二十五年九月庚寅

（二二日）条、同書卷二四四、洪武二九年正月乙亥（一六日）条、同書卷二四九、洪武三〇年正月丙辰（二日）条。いわゆる「声教自由」の意味するところは、末松保和「麗末鮮初に於ける対明関係」（同『高麗朝史と朝鮮朝史（末松保和朝鮮史著作集5）』吉川弘文館、一九九六年一〇月。原載は京城帝国大学文学会編『史学論叢 第二（京城帝国大学文学会論纂第一〇輯）』岩波書店、一九四一年一一月）二一〇～二二一頁、参照。

(63)『政和五礼新儀』（景印 文淵閣四庫全書）第六四七冊、台湾商務印書館、台北、一九八三年六月、所収）卷一、序例、辨祀条、同書卷一二六、吉礼、州縣积奠文宣王儀条。

このモデルは『大唐開元礼』（池田温解題『大唐開元礼』附大唐郊祀錄）汲古書院、一九七二年一一月、所収）卷六九、吉礼、諸州积奠於孔宣父条、および同書卷七二、吉礼、諸県积奠於孔宣父条に相当する。

(64)老人星カノープスは権力者の長寿と天下の泰平をもたらすといわれ、高麗では開城の南郊にこれを祀つた。老人星祭祀は道教的色彩を色濃く帯びた祭祀ではあつたが、朝鮮では世宗八年にはぼ制度化を終えて『国朝五礼儀』に定着する。

桑野栄治、前掲「李朝初期における国家祭祀」一二五～一二六頁。

(65)桑野栄治、前掲「李朝初期における国家祭祀」一二六～一二七頁。

(66)『太宗実録』卷二五、一三年四月辛酉（一三日）条、同書卷二六、一三年一一月庚辰（四日）条、同書卷二八、一四

(67) 年八月辛酉(二二日)条。

先行研究では史料Kと『世宗実録』五礼との対応関係は明確でない。また、池斗煥は史料Lを「王世子と有司の州県祝儀」と解釈し、金海榮は直前の「祝学儀」の制定(史料K)には触れない。池斗煥、前掲書「第3章第1節文廟儀礼의整備」一四三~一四四頁。金海榮、前掲書「제2장 祀典의改編推移와 整備過程」一四九頁。

(68) 『世宗実録』卷一三、五礼、吉礼儀式、祝学酌獻文宣王儀・王世子祝奠文宣王儀・有司祝奠文宣王儀および州県祝奠文宣王儀条。このうち、祝学酌獻文宣王儀は臨時の儀礼であつて、王世子祝奠文宣王儀以下の三礼は「春秋二仲上丁」つまり陰曆二月・八月の二番目の丁の日に実施される。

(69)

いわゆる有司摂事の形式である。唐・宋では皇帝の親祭は参列者が多く、準備も入念で多大な費用を要したこと、王朝国家の頂点に立つて重責を担う皇帝が定期的な親祭を実施するのは事実上不可能であること、などの理由から皇帝親祭は稀であつて、祭祀はしかるべき官員に代行させた(梅原郁「皇帝・祭祀・国都」中村賢一郎編『歴史のなかの都市――統都市の社会史』ミネルヴァ書房、一九八六年一〇月、二九一页。金子修一「唐代皇帝祭祀の親祭と有司摂事」『東洋史研究』第四七卷第二号、一九八八年九月、六九~七〇頁)。こうした事情は朝鮮初期の場合、たとえば円丘壇祭祀の運営にも通じる(桑野栄治、前掲「高麗から李朝初期における円丘壇祭祀の受容と変容」八~二二頁)。

(70) 李樹健『朝鮮時代地方行政史』(民音社、서울、一九八九年九月)「第3章 朝鮮初期 地方行政制度의 整備」七五~七七頁。李存熙『朝鮮時代地方行政制度研究』(一志社、서울、一九九〇年二月)「IV・郡県制의 整備와 活用」一九二~一九六頁。

(71)

濟州の郷校の沿革については次の記録が簡便であろう。郷校「在城中、金處札碑、我太祖元年壬申、学校成、世宗十七年乙卯、郷校再造、(後略)」(『新增東國輿地勝覽』卷三八、全羅道濟州牧、学校条)

のち、都評議使司は濟州の人材養成のために教授官の設置を上言した(『太祖実録』卷五、三年三月丙寅〔二七日〕条)。

(72)

『世宗実録』卷一五一、地理志、全羅道濟州牧。『新增東國輿地勝覽』卷三八、全羅道濟州牧、建置沿革条。

(73)

『太宗実録』卷三一、一六年五月丁酉(六日)条。『新增東國輿地勝覽』卷三八、全羅道旌義県・大靜県、建置沿革条。

(74)

やや遅れて世宗二年一一月には旌義・大靜に郷校を置いた(『世宗実録』卷一〇、二年一一月己卯〔一五日〕条)。

太宗一八年四月には、濟州の文宣王祝奠儀を詳定した(史料M)。その七日後に、濟州儒学教授官を増員のうえ派遣した記録がある。

復差濟州儒学教授官、礼曹拵濟州牧官呈上言、州及任内儒生二百余入、詞訟雜務煩劇、雖以判官兼教授官、實難教訓、請依前例別差教授官、旌義・大靜學校並令考察、以振文風、從之、(『太宗実録』卷三五、一八年

四月戊戌〔一八日〕条)

濟州牧使の呈によつて礼曹が上言したところによれば、二〇〇余人の儒生を抱える濟州では訴訟と雜務に忙しく、判官が教授官を兼任したものとの、実状では教育にあたることは難しいという。そこで礼曹は前例により別途に教授官を任命するよう請うた。後述するように、各邑の教授官は儒生の教育以外に枳篋の実施を補佐する任務がある（後掲史料V）。郷校の運営にあたる守令・教授官の任務が煩雜にして多忙であつたところにひとまず留意されたい。

(75) 李存熙、前掲書「III. 界首官의 運營」三一～三三・四七(五四頁)。

(76) 先行研究は地方行政制度の視角を欠いたため、史料Mの「界首官例」の意味するところが説かれず、表面的な解釈にとどまる。李範稷、前掲書「第2章II. 朝鮮初期의 五礼運營」（原載は「朝鮮初期 五礼의 運營」『애산학보』4、서울、一九八六年一二月）二五〇頁。金海栄、前掲書「제2장 祀典의 改編推移와 整備過程」一四九頁。

(77) 宋復の養老に関する上言の典拠は『礼記』王制篇であろう。ただし、史料Nとして引用した実録記事には「春入学而合弊則行之、春頒学而合声則行之」とあるが、これは「春入学而合舞則行之、秋頒学而合声則行之」の誤刻と思われる。『礼記正義』（十三經注疏之六）（上海古籍出版社、上海、一九九〇年一二月影印）卷二三、王制のほか、『周礼注疏（十三經注疏之四）』卷二三、春官宗伯下、大胥にも「春入学舍采合舞、秋頒学合声」とあり、頒学は秋に学生の才芸

の高下を分かつことである。

(78) 養老儀では年に一度、仲秋の辰の日に所在官司が主人となつて八〇歳以上の長老をもてなす。『世宗実錄』卷一三三、五礼、嘉礼儀式、開城府及諸州郡縣養老宴儀條。『國朝五礼儀』卷四、嘉礼、開城府及州縣養老宴儀條。

(79) ただし、『世宗実錄』地理志のうち両界（平安・咸吉道）の一部の記録は、世宗が没する一四五〇年までおよぶ。北村秀人「新撰八道地理志」雜考』（『朝鮮學報』第一二九輯、一九八八年一〇月）三六～三八頁。

(80) 『世宗實錄』卷一四八、地理志、京都漢城府・旧都開城府。

(81) 『世宗實錄』卷一四八、地理志、平安道平壤府。

(82) 『慶尚道地理志』慶州道慶州府、および安東道順興都護府。崔致遠については「高麗顯宗大平壬戌（顯宗一三年〔一〇二二〕、筆者註）、贈謚文昌侯」とある（同書、慶州道慶州府）が、文廟への配享に関する記述を欠く。本稿では、朝鮮總督府中枢院調査課編『校訂 慶尚道地理志・慶尚道統撰地理誌』（同院、京城、一九三八年三月）と韓国学文献研究所編『全國地理志 壱（韓國地理誌叢書）』（亞細亞文化社、서울、一九八三年二月）所収本を併用した。

(83) 郷校運営の財政基盤となる学田の支給規定は『經國大典』には記載されず、成宗二四年（一四九三）五月施行の『大典統錄』卷一、戶典、諸田條に復活する。

(84) 教導は『經國大典』の頒布以前に訓導となり、学長も同時期に廃止される。申解淳「朝鮮初期 教官의 實態」一四学・郷校教官의 非教育的側面을 中心으로」（『南漢書佐鑄博士

華甲紀念論叢 現代史學의 諸問題』一潮閣、서울、一九七七年四月) 二四九頁。

(85) 『世宗実録』卷四四、一一年五月辛未(二六日)条。世宗一〇年代の孔子の神格化については、池斗煥、前掲書「第三章第1節 文廟儀礼의 整備」一四六~一四七頁。

(86) 『世宗実録』卷四七、一二年二月庚寅(一九日)条。『蘭溪遺稿』(京都大学附属図書館河合文庫蔵。請求番号は河合本一ラ一6) 疏、請正祀享樂律疏。世宗代の雅楽の制定について、張師勛、前掲書「第2章 世宗中期의 音樂」

六八~七八頁に詳しい。なお、純祖二二年(一八二二)刊の河合文庫本『蘭溪遺稿』の書誌は、千恵鳳編『海外典籍文化財調査目録 一 河合文庫所蔵韓國本』(韓國書誌学会、서울、一九九三年八月)九二頁、参照。

(87) 桑野栄治、前掲「李朝初期における奉常寺の成立とその機能」一四頁。同「高麗から李朝初期における円丘壇祭祀の受容と変容」二九~三〇頁。

(88) 『世宗実録』卷三三、八年四月戊子(二十五日)条。『蘭溪遺稿』疏、請正祀享樂疏。

(89) 『国朝五礼序例』卷一、吉礼、饌實尊罍図説条。

(90) 史料Qにある受教は、のち『大典統録』に次のように載録された。

開城府及諸道界首官外、其余州府郡学、則免祭両廳諸位、県学則並免殿上十位、唯宋朝濂溪周先生、明道・

伊川程先生、晦庵朱先生、及新羅弘儒侯薛聰、文昌侯崔致遠、高麗文成公安裕、則州府郡縣並皆祀之、(大

典統錄』卷三、札典、祭礼条)

(91) 同日、成宗は敦寧府領事以上と議政府にこの件の審議を命じたが結論は出ず、さらに承政院・弘文館にも意見を求めたが、結局は再度審議することになった。

(92) のち嘉靖九年(一五三〇)に北京の文廟では塑像を壊して木製の神牌を置くことになるが、地方の文廟ではそのまま塑像を祀ることが多かつた。小島毅、前掲「嘉靖の礼制改革について」四〇〇~四一四頁。

(93) 『成宗実録』卷二二〇、一一年八月丙子(二九日)条。

(94) 開城の場合、『新增東國輿地勝覽』には「大聖殿安五聖十哲塑像、東西廡有七十子及歷代諸賢位版」とあり(同書卷四、開城上、学校条、成均館割註)、平壤の場合は「五聖十哲、皆塑像」とある(同書卷五一、平安道平壤府、祠廟条、文廟割註)。

(95) 董越の履歴とその朝鮮紀行については、朝鮮史編修会編『朝鮮賦』(朝鮮史料叢刊第一五)(朝鮮總督府、京城、一九三七年三月。底本は慶尚北道紹修書院原蔵の一卷一冊、嘉靖刊本)卷末の「朝鮮賦解説」、参照。

(96) 『朝鮮賦』第八葉オモテ。ただし、『文淵閣四庫全書』第五九四冊所収の『朝鮮賦』はこの記述を脱落する(一〇九頁)。

(97) 李鉉涼「明使接待考」(『郷土서울』第一二号、서울、一九六一年二月)九二頁。

(98) 『成宗実録』の原文は次のとおり。

御經筵、講訖、(中略)沈澗啓曰、臣向見開城府學宮大成殿、宣聖十哲塑像、或臂足斷折、或彩色剥落、若

上国使臣見之、則國家尊崇之意掃地也、且塑像不合古制、改以位板何如、成倪曰、平壤學宮宣聖十哲皆塑像、且遼東泮宮設塑像、我国自前朝皆設塑像、其來已久、上曰、塑像前朝旧物、恐不可卒改、學宮其速修理、（後略）（『成宗實錄』卷二三六、二一年正月己未〔六日〕条）

成倪（一四三九～一五〇四）の発言によれば、朝鮮の開城・平壤のみならず遼東の泮宮（学校）でも塑像を据えていたという。

（99）このとき司諫院は康仲珍の司瞻寺正への就任を問題視した（『中宗實錄』卷三八、一五年正月乙巳〔一六日〕条）。また、康仲珍の星州郷校での事績については『國朝文科榜目』（太学社、서울、一九八八年三月影印）卷五、燕山朝、乙卯〔元年〕別試榜〔十一月行〕条、生員康仲珍の項にも、「星州郷校、旧設塑像、仲珍改以位版」とある。

（100）後代の史料ではあるが、英祖（位一七二四～七六）命編の『輿地図書』（国史編纂委員会、서울、一九七三年一二月影印）上、所収の『松都誌』は次のように記録する。

本朝宣祖七年、命撤去開城・平壤二府先聖十哲塑像、代以位版、李暉光曰、二府之塑像、蓋元時自中國來者、至是、依皇朝嘉靖之制、始撤去云、（後略）（『松都誌』卷二、学校、成均館条）

李暉光（一五六三～一六二八）の言に「皇朝嘉靖の制に依り、始めて撤去すと云う」とあるように、嘉靖の礼制改革が参考とされた。これに先立ち、開城府の儒生は塑像の撤

去に反対して上疏したが、宣祖は左・右議政の議にしたがつて結局は神牌への改定を断行した（『宣祖實錄』卷八、七年二月癸亥〔一八日〕条）。

（101）『世祖實錄』卷二二、四年四月辛巳〔二四日〕条。

（102）渡部学、前掲書「第三章 書堂の展開過程」一六四頁。申

解淳、前掲「朝鮮初期 教官의 実態」二四八頁。ただし、渡部論文の朝鮮初期に関する叙述は百科事典的性格の『増補文獻備考』（一九〇八年、純宗二）に依拠するところが多く、年代記にズレがある。

（103）厲は祀るべき子孫をもたない鬼神をいう。厲祭の制度化は、太宗元年に権近が『洪武礼制』に準じて施行すべし、と建議したことに始まる。桑野栄治、前掲「李朝初期における国家祭祀」一四〇～一四四頁。

（104）世祖の死後、睿宗（位一四六八～六九）が一九歳で即位するとの世祖妃尹氏（貞熹王后）による垂簾聽政が始まり、申叔舟らは院相として幼王を補佐した。成宗もまた一三歳で即位したため、尹氏の垂簾聽政はつづき、成宗七年（一四七六）によつやく親政となる。震檀学会編（李相伯著）『韓國史（近世前期篇）』（乙酉文化社、서울、一九六二年三月）「第一編第一章 王權의 確立」一〇二～一〇三頁。

（105）尹孝孫は成宗四年二月に戸曹參議となり、まもなく禮曹參議に転じた。『成宗實錄』卷八、元年二月壬戌（一九日）条、同書卷二七、四年二月戊辰（七日）条、同書卷二九、四年四月辛巳（二一日）条。

（106）尹孝孫の上書は先代世祖の治世を批判するものとして義禁

- (107) 府に囚われたが、まもなく釈放された。『睿宗実録』卷二、即位年一一月己巳（一三日）・辛未（一五日）条。
- (108) 前掲『朝鮮人名辞書』五一頁。この記述の典拠「人物考」は申用漑（一四六三）一五一九による碑銘である。서울대학교図書館編『国朝人物考』（서울대학교出版部、서울、一九七八年二月影印）上、五六八、五七〇頁。
- (109) 『世宗実録』卷一〇四、二六年五月庚戌（一日）条、同書卷一〇四、二六年八月庚申（一四日）条。
- (110) 李春熙『朝鮮朝의 教育文庫에 관한 研究』（景仁文化社、서울、一九八四年二月）「II. 鮮初의 儒教教育과 教育文庫의 形成」八、一〇頁。
- (111) 『国朝五礼儀』卷一、吉札、州県积奠文宣王儀条、行礼の項。なお、幣帛の色は社稷では黒、宗廟では白、先農では青とするなど祭神によつて異なるが、ほとんどの祭祀では白を用いる（『国朝五礼序例』卷一、吉札、饌実尊罍図説条）。
- (112) 私罪杖七〇の場合、現職を罷免したうえで告身二等を收取した。この制度は世宗七年（一四二五）一二月の改革によつて確立し、『經國大典』卷五、刑典、推斷條に定着する。矢木毅「朝鮮初期の笞杖刑について」（『史林』第八二巻第二号、一九九九年三月）八九、九〇頁。
- (113) 『成宗実録』卷一八三、一六年九月辛亥（三日）条。このとき、李承健は「吏曹の之を薦めるも亦た非なり。請う、之を鞠せんことを」と、吏曹の薦舉にも非があることを訴え、成宗も「當に吏曹に問うべし」と回答した。しかし、その後の実録記事には吏曹関係者の処分に関する記録はない。
- (114) 『成宗実録』卷一八三、一六年九月甲寅（六日）条。
- (115) 申解淳、前掲『朝鮮初期 教官의 実態』二三四、二三八頁。
- (116) 『經國大典』卷一、吏典、外官職。
- (117) 史料Vに対応する『世宗実録』五礼の規定は以下のとおり。州県积奠行事執事官、初獻官「守令」、亞獻官、終獻官、殿内從享分獻官〔界首官及諸州郡縣各一〕、東西廡從享分獻官各一〔界首官二、諸州郡一、縣學無亞獻官以下行事官、以佐貳官及本貫寄居内文官充〕、祝一、掌饌者、司尊者、贊唱者、贊礼者〔界首官四、諸州郡三、縣學二〕、祝以下諸執事、皆以学生充、（『世宗実録』卷一二八、五礼、吉札序例、獻官条）
- (118) 『經國大典』卷一、吏典、外官職、忠清道。『新增東國輿地勝覽』卷一五、忠清道清州牧、建置沿革条。
- (119) 『国朝五礼儀』の段階では、これらは大祀・中祀・小祀の体系とは別に「州県祭」の枠組みで設定される。『国朝五礼儀』卷一、吉札、州県春秋社稷儀条、同書卷一、吉札、州県文宣王积奠儀・州県厲祭儀条。『国朝五礼序例』卷一、吉札、辨祀条。
- (120) 『国朝五礼序例』卷一、吉札、時日条。各邑の社稷・厲祭

を主宰する献官は、以下のとおり当該邑の守令である。

州県社稷（名山大川・禁祭・酺祭・厲祭同、唯厲祭執尊者・執事者、各加一）、献官「本邑守令」、祝、掌饌者、執尊者、執事者、贊者、謁者（祝以下、皆以学生充）、（『国朝五礼序例』卷一、吉礼、斎官条）

（121）『国朝五礼儀』卷二、州県酺祭儀・久雨州県禁祭城門儀条。

『国朝五礼序例』卷一、吉礼、時日・斎官条。禁祭は高麗以来の国家祭祀であるが、酺祭は宋制を導入して朝鮮初期に制度化された。桑野栄治、前掲「李朝初期における國家祭祀」一二四・一三四、一三五頁。

（122）『国朝五礼序例』卷一、吉礼、斎官条。

（123）このとき大王大妃は守令に諭す事目の作成を都承旨に命じたが、郷校の実態に関しては次のような事目がある。

一、諸邑校生、守令不用心勸励、教官又不勤訓誨、因此無一人專業、而教官則日與守令遊宴、甚非委任之意、

（『成宗実録』卷二、元年正月己亥〔二〇日〕条、都承旨李克增草事目）

（124）宋軼は成宗八年八月の釈奠親行後に実施された謁聖文科に乙科で及第した経歴をもつ。『成宗実録』卷八三、八年八月丁酉（三日）条。『国朝文科榜目』卷四、成宗朝、丁酉〔八年〕親試榜条。

（125）『成宗実録』卷三三、四年七月丁未（一八日）条、同書卷六二、六年一二月癸卯（二八日）条。『佔畢齋集』（『韓國文集叢刊』12、所収）年譜、成化二年乙未〔成宗大王六年〕条。

（126）嶺南大学校民族文化研究所編『嶺南古文書集成 I』（民族文化研究所資料叢書第八輯）（嶺南大学校出版部、慶山、一九九二年三月）に、「教旨／金宗直為通訓／大夫行善山都／護府使者／成化十二年七月初一日」との告身を収録する（二七頁）。また、『佔畢齋集』年譜、成化二年丙申〔成宗大王七年〕条には、「臨民御吏、皆有條法、吏戢民懷、每月朔望、先謁先聖、次行郷飲酒禮儀、春秋、設養老禮」とある。

（127）郷飲酒儀は毎年孟冬（陰曆一〇月）に辰の日を選んで開城と州府郡県の郷校で実施し、郷射儀は毎年三月三日（秋は九月九日）にやはり開城以下の各邑で挙行する儀礼である。『国朝五礼儀』卷四、嘉礼、郷飲酒儀条、同書卷六、軍礼、郷射儀条。

（128）成宗代當時、地方の行政責任者が郷飲酒儀と郷射儀を忠実に実施していたわけではない。金龍德「郷飲酒儀考－成宗代의 郷約에 대하여」（『東方学志』第四六・四七・四八合輯、서울、一九八五年六月）八〇～八一頁。高英津「조선 중기 鄉礼에 대한 인식의 변화」（『国史館論叢』第八一輯、果川、一九九八年一〇月）一三～一五頁。平木實「朝鮮時代の郷村における儒教的教化の一側面－郷飲酒儀礼・郷射儀礼について」（『天理大学学報』第一九〇輯、一九九年二月）一五～一六頁。

（129）ただし、成宗は郷射儀と郷飲酒儀を実践する留郷所の復活をここで許可したのではない。以後、金宗直一派は留郷所の復設を求めて成宗を説得するが、中国周代の制度にならつ

た郷射・郷飲酒儀と留郷所との関連は、田川孝三「郷案について」（『山本博士還暦記念東洋史論叢』山川出版社、一九七二年一〇月）二七二～二七四頁、李泰鎮『韓国社会史研究－農業技術 발달과 社会変動』（知識産業社、서울、一九八六年四月）「제6장 士林派의 留郷所 復立運動－朝鮮初期 性理學 定着의 社会的 背景」（原載は『震檀學報』第三四・三五輯、서울、一九七二年一二月・七三年四月）一五六～一六二頁、参照。

(130) 『成宗実錄』卷一二五、一二年正月丙戌（一一日）条。

(131) 『成宗実錄』卷一六一、一四年一二月辛未（一一日）条。
『國朝五礼儀』の改訂は実現しなかつたが、のち中宗代（一五〇六）四四）後半にも五礼の運営に疑問が呈せられる。桑野栄治「朝鮮版『正徳大明会典』の成立とその現存－朝鮮前期対明外交交渉との関連から」（『朝鮮文化研究』第五号、東京大学文学部朝鮮文化研究室、一九九八年三月）一〇～一一頁。